

第九十六回国 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

昭和五十七年二月十六日(火曜日)
午後零時十二分開会

委員の異動

十二月二十一日

十二月二十二日

十二月二十三日

一月二十二日

二月十六日

委員の異動
原 文兵衛君 補欠選任 江藤 智君
福田 宏一君 安井 謙君
神谷信之助君 補欠選任 立木 洋君
安井 謙君 補欠選任 福田 宏一君
立木 洋君 補欠選任 神谷信之助君
小谷 守君 補欠選任 山田 譲君
福田 宏一君 補欠選任 大河原太一郎君

出席者は左のとおり。

委員長 上條 勝久君
理事 名尾 良孝君
委員 伊藤 郁男君
岩上 二郎君
加藤 武徳君
金井 元彦君
後藤 正夫君
大河原太一郎君
山田 譲君
和泉 照雄君

国務大臣

自治大臣 世耕 政隆君
国家公安委員長 金澤 昭雄君
警察庁長官官房 谷 洋一君
自治政務次官 石原 信雄君
自治大臣官房長 矢野浩一郎君
自治大臣官房審 土屋 佳昭君
自治省財政局長 鹿見島重治君
消防庁次長 高池 忠和君

政府委員

警察庁長官官房 金澤 昭雄君
自治政務次官 谷 洋一君
自治大臣官房長 石原 信雄君
自治大臣官房審 矢野浩一郎君
自治大臣官房審 土屋 佳昭君
自治省財政局長 鹿見島重治君
消防庁次長 高池 忠和君

事務局側

常任委員会専門 員 高池 忠和君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査
(地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件)
(ホテル・ニュージャパンの火災に関する件)
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○派遣委員の報告に関する件

○委員長(上條勝久君)

ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る十二月二十一日、原文兵衛君が委員を辞任され、その補欠として江藤智君が選任されました。
また、去る一月二十二日、小谷守君が委員を辞

任され、その補欠として山田譲君が選任されました。
また、本日、福田宏一君が委員を辞任され、その補欠として大河原太一郎君が選任されました。

○委員長(上條勝久君) 地方行政の改革に関する調査を議題といたします。
地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策について、世耕国務大臣から所信を聴取いたします。世耕国務大臣。

○国務大臣(世耕政隆君) このたび自治大臣、国家公安委員会委員長を命ぜられました世耕政隆でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
所管行政の当面する諸問題についての所信表明に先立ち、去る今日八日のホテル・ニュージャパンの火災につきまして一言申し上げます。
このような多数の死傷者を出した火災が発生したことはまことに遺憾であり、不幸にもお亡くなりになった方には心から深く哀悼の意を表する次第であります。

この不幸な事故を教訓として、今後さらに火災予防対策を講じ、死傷者の防止に努めてまいれる所存であります。
委員各位には、平素から地方自治行政及び警察行政に格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この機会に所管行政の当面する諸問題について所信の一端を申し上げ、各位の深い御理解と格段の御協力を賜りたいと存じます。
まず、地方行政、消防行政についてであります。私は、かねてから民主政治の基盤は地方自治にあると確信しております。わが国の地方自治は、戦後幾多の試練に耐えながらたゆみない発展を遂げ、国民の間に根をおろしてまいりました。

しかしながら、最近における社会経済情勢の著しい変動は、地方自治の上に、また新たな課題の解決を迫ってきております。このような状況に適切に対応し、地域住民の福祉の向上と地域社会の健全な発展を図るためには、長期的な展望のもとに行政改革を推進し、地方自治の基盤の一層の充実に努めることが必要であります。

私は、このような認識のもとに、新しい時代に即応した地方自治の確立のためたゆまざる努力を続けるとともに、明年度における所要の地方行政施策を講じてまいれる所存であります。
以下、その概要について御説明を申し上げます。
まず、昭和五十七年度地方財政対策について申し上げます。

明年度の地方財政の収支見通しにつきましては、歳入面においては、地方交付税の所要額を確保する等の措置を講じ、歳出面においては、地方単独事業費の規模の確保に配慮しつつも経費全般について徹底した節減合理化を行うこととする等により、単年度ではあります収支が均衡する見込みとなりました。

次に、このほど策定を終え、閣議決定を見ました明年度の地方財政計画について申し上げます。
明年度の地方財政計画につきましては、引き続き厳しい財政状況にかんがみ、財政の健全化を促進することを旨として、おおむね同一の基調によりながら、次の方針に基づき策定することとしたところであります。

その第一は、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図るとともに、地方交付税の所要額を確保する等により地方財源を確保することであり、第二は、歳出全般について徹底した節減合理化を行い、他方、地域住民の福祉の充実、住民

生活に直結した社会資本の計画的整備と地域経済の振興、住民生活の安全の確保等を図ることとして、財源の重点的配分を行うこととあります。

第三は、定員管理の適正化等により地方行政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等財政秩序の確立を図ることとあります。

この結果、明年度の地方財政計画の規模は、歳入歳出とも四十七兆五千四百二十二億円となり、前年度に比し二兆五千三十三億円、五・六％の増加となっておりです。

また、地方公営企業につきましては、その経営の健全化を図るため、引き続き交通及び病院事業の再建を推進するとともに、下水道等生活関連事業を中心に地方債資金の所要額の確保とその質の改善を図ることとしたほか、上水道事業及び下水道事業について、資本費負担を平準化するための地方債措置を講ずることとしております。

次に、地方税について申し上げます。

ただいま申し述べましたとおり、明年度の地方財政は、単年度としては収支が均衡する見込みとなったのでありますが、経済の安定成長のもとにおいては、従来のように地方税の自然増収に大幅な伸びを期待することは困難であり、さらに昭和五十年以降累積してきた巨額の借入金返済等を考慮すれば、依然として厳しい環境に置かれていっていることがございます。このような事態に対処するためには、歳出の一層の節減合理化に努め、効率的、重点的な財政運営に徹することが必要であります。その努力とあわせ、生活関連施設の整備、住民福祉の充実等行政サービスの水準を確保していくためには、税負担の公平確保に努めつつ、今後とも地方自主財源の充実を図っていく必要があるものと考えます。

明年度の税制改正におきましては、このような基本的方針を踏まえつつ、最近における地方税負担の現状と地方財政の実情とを勘案し、地方税負担の適正化、合理化と地方税源の充実を図ることを基本として、住民税所得割の非課税限度額の引き上げ、料理飲食等消費税及びガスの免税点の

引き上げ等住民負担の軽減合理化を図ることとするほか、法人の住民税及び事業税の徴収猶予割合の縮減、非課税等特別措置の整理合理化を図る一方、固定資産税、特別土地保有税等につき、市街化区域農地に対する課税の適正化措置等土地税制についての所要の措置を講ずることとしております。

また、基地交付金及び調整交付金につきましては、基地所在市町村の実情にかんがみ所要の額を確保することとしております。

次に、総合的な地域振興策について申し上げます。

地域社会の健全な発展を図るためには、それぞれの地域の特性を生かしつつ、その総合的な整備を図る必要があります。そのためには、地方公共団体が主体となつてこれに取り組むとともに、国においても積極的に協力する必要があるものと考えます。このため過去十年余にわたり広域市町村圏の施策を推進してきたところでありますが、明年度はすべての圏域において新広域市町村圏計画に基づく事業が本格的に実施されることとなります。そこで、その円滑な推進を図るため、明年度予算においては、広域市町村圏における各種行政サービスシステムの中心となる田園都市中核施設の整備に対する助成を初め所要の財政措置を充実することとし、地方の時代にふさわしい地域社会の整備を積極的に推進してまいりたいと存じます。

また、地域的な連帯感に支えられた近隣社会としてのコミュニティの形成を図るため、コミュニティにおける生活環境の整備、コミュニティ活動の促進など、その施策の一層の推進を図つてまいりたいと考えております。

さらに、地域社会の均衡ある発展に不可欠な地域経済の振興についてもあわせてその対策を推進してまいりたいと存じます。

行政改革は、今日における政治、行政上の最重要課題であり、国民の最大の関心事の一つでもあります。また、一方においては、住民生活に身近な行政に対する国民の関心と期待は一段と高まり

つつあり、地方行政の果たすべき役割はますます重要となつてきております。このような状況のもとで、今後行政改革を進めるに当たっては、国、地方を通ずる行政の簡素効率化を図るとともに、自主的、自律的な地方行政を実現し、地方分権を推進することを基本的な方向とする必要があり、また、地方行政の運営に際しては、最小の経費で最大の効果を上げることにより、住民福祉の向上に努める必要があると考えております。

このため、地方制度調査会の答申を踏まえ、さらには臨時行政調査会の審議の動向にも留意しつつ、国と地方公共団体との間の事務の再配分、国の地方出先機関の整理縮小、地方財政基盤の確立と国庫補助金などの整理合理化などについてその実現が図られるよう一層努力するとともに、地方公共団体における事務事業の見直し、機構及び定員管理並びに給与の適正化などを強力かつ計画的に推進するよう指導に努めてまいる所存であります。

地方公務員行政につきましては、かねてより公務員秩序の確立と公務の公正かつ効率的な遂行に努めてまいつたところでありますが、今後ともこの方針に基づき、公務能率の向上、厳正な服務規律の確立、正常な労使関係の樹立等を図るとともに、地方公務員の給与及び退職手当については、その是正を強力に進めるとし、特に給与水準が著しく高い団体等に計画的に是正措置を講ずるよう個別に助言、指導を行うこととしており、また、定員管理についても、その適正化を一層推進し、もつて住民の期待と信頼にこたえるよう、さらに積極的に取り組む所存であります。

また、さきの国会におきまして成立いたしました地方公務員の定年制度につきましても、昭和六十年三月三十一日から円滑に実施されるよう地方公共団体に對し所要の助言、指導を積極的に行い、進展する高齢化時代の要請にこたえてまいりたいと考えております。

次に、わが国の消防は、戦後自治体消防として発足して以来、制度、装備等着実に充実強化され

てまいりました。私は、国民の生命、財産を火災を初めとする災害から守るため、今後とも人命尊重を最優先として、災害の複雑化、多様化に対応し、住民、事業所及び消防機関が一体となった安全な地域社会を実現するための消防防災体制の確立を効率的に推進してまいりたいと考えております。

まず、消防機関の施設、装備の重点的な整備を図るとともに、小規模消防、特に組合消防の基盤の強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、警防、予防及び救急救助業務の高度化に対応して、これらに従事する消防職員の専門的教育訓練の充実を図るとともに、消防職員の処遇の適切な改善に努めてまいる所存であります。

また、震災そのほか大規模災害に備えるため、消防施設の整備と情報連絡体制の確立を図るとともに、危険物施設、石油コンビナート等に係る総合的防災体制の整備を推進してまいりたいと存じます。

さらに、地域における自主防災活動の拠点施設の整備及び事業所の防火管理体制を強化し、国民に対する防災知識の普及啓発に努めてまいる所存であります。

次に警察行政について申し上げます。言うまでもなく、治安の維持は、国家の基盤をなすものであり、一たん治安が乱れると、その復元は容易ではありません。私は、流動する社会情勢に的確に対応する警察運営の推進を図り、引き続き治安の確保に努めてまいる所存であります。

最近の犯罪情勢を見ますと、刑法犯の認知件数は、昨年百四十六万六千件に達し、昭和二十三年、二十四年に次ぐ戦後第三位の発生となり、その内容においても、通り魔事件、金融機関対象の強盗事件、コンピュータシステムを悪用した犯罪、国際的な保険金目的殺人事件等のいわば社会の変化を反映した新しい形態の犯罪が多発しております。

このような厳しい犯罪情勢に対処するため、警察はさらに捜査体制の整備充実、科学器材を活用

した捜査活動の推進を図るとともに、国際犯罪に
対しては、外交ルートによるほか、国際刑事警察
機構を通じて外国警察との捜査協力を一層推進し
てまいる所存であります。

さらに、民事事案への介入等一段と知能化、巧
妙化の傾向を強めている暴力団に対しては、組織
の根絶を目指した総合的な取り締まりを強力に推
進するとともに、国民各層に蔓延し、さまざまな
社会的な弊害を引き起こしている覚せい剤事犯に
対しても、その取り締まりを徹底するほか、覚せい
剤を拒絶する社会環境づくりに取り組んでまいる
所存であります。

少年非行は、ここ数年来増加傾向を示し、特に
最近では、校内暴力事件や少年による通り魔事件等
の凶悪な暴行が頻発するとともに、非行の低年
齢化の傾向が進むなど、きわめて憂慮される状況
にあります。このため少年非行抑止のための警察
活動を一層強化するとともに、関係機関、団体と
も連携を図りながら長期的な展望に立った総合的
な少年非行防止を推進してまいる所存でありま
す。

次に、交通問題について申し上げます。
昨今の交通情勢は、運転免許保有者数の増大及
び自動車台数の増加による大量交通化の進展に伴
い、一段と複雑化し、特に、交通事故発生件数は、昨
年若干減少を見たものの、交通事故発生件数は昭
和五十三年以降増加を続け、年間六十万人を超え
る死傷者が生じるなど厳しい状況にあります。そ
のため、警察といたしましては、国民各位の理解
と協力を得つつ交通事故防止を図るため、第三次
交通安全施設等整備事業五カ年計画、運転者対策
等の諸施策を一層充実、強化してまいることとし
ております。

なお、四千五百万人に及ぶ運転者の免許証更新
時の負担軽減を図るため、更新手続の簡素合理化
等の諸施策の推進にも鋭意努力してまいる所存で
あります。
次に、当面の治安情勢であります。極左暴力
集団は、引き続き新東京国際空港に対する反対闘

争を当面の課題としながら、テロ、ゲリラ闘争へ
の動きを強めており、また、陰惨な内ゲバ事件を
敢行するおそれもあります。さらに、右翼の動向
にも警戒を要するものがあります。警察として
は、強靱な体制を確立し、法と秩序を破壊する暴
力的行為の取り締まりの徹底を期する所存であり
ます。

以上、警察当面の諸問題について申し上げたの
であります。流動する社会情勢に的確に対処
し、治安の万全を期するためには、警察体制の整
備、充実を図り、警察官の資質の向上を図ってま
いることが肝要であります。このため、昭和五十
七年度におきましては、緊急に体制の充実、強化
を要するものについて、地方警察官一千五百人の
増員を行うこととしたいのであります。また、警
察官の資質の向上を図るため、警察教養の徹底と
処遇の改善についてさらに配慮するとともに、警
察職員の規律の保持並びに士気の高揚についても
一層努力をいたし、もって国民の信頼にこたえて
まいる所存であります。

以上、所管行政の当面の諸問題について、所信
の一端を申し上げましたが、委員各位の格別の御
協力によりまして、その実を上げることができま
すよう一層の御指導と御鞭撻をお願い申し上げる
次第であります。

○委員長(上條勝久君) この際、谷自治政務次官
から発言を求められておりますので、これを許し
ます。谷自治政務次官。

○政府委員(谷洋一君) 私は、このたびの内閣改
造に当たりまして、自治政務次官に任せられまし
た谷洋一でございます。
地方行政委員会には、国民生活の基盤である地方
自治の振興に関しまして、いろいろと諸施策を御
審議いただく重要な委員会と心得ております。委
員各位におかれましては、多年の御経験と深い学
識のもとに、地方自治振興のために御尽瘁いただ
きますことに関し、心から感謝申し上げます。
私も、地方行政に関しましては深い関心を持つ

ておつたものでございますが、自治政務次官就任
に当たり決意を新たにいたしまして、諸先生方の
御指導をいただき、がんばりたいと思っております。
よろしく御願い申し上げます。

○委員長(上條勝久君) 次に、地方交付税法等の
一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。世
耕自治大臣。

○国務大臣(世耕政隆君) ただいま議題となりま
した地方交付税法等の一部を改正する法律案の提
案理由とその要旨について御説明申し上げます。
今回の補正予算において、昭和五十六年分所得
税の特別減税措置等によって所得税が減額補正さ
れることに伴い、地方交付税においても、当初予
算計上額に対して四百三十九億六千八百萬円の落
ち込みを生ずることとなってまいりましたのであり
ます。

しかし、現下の地方財政は、すでに決定された
地方交付税の総額を減額できるような状況ではあ
りませんので、昭和五十六年度分の地方交付税に
ついて、交付税及び譲与税配付金特別会計におけ
る借入金と四百三十九億六千八百萬円増額するこ
とにより当初予算に計上された地方交付税の総額
を確保することとし、さらに、当該借入金のうち、
昭和五十六年分所得税の特別減税による地方交付
税の減百五十四億八千八百萬円に相当する額の償
還については後年度における償還額に見合う額
を、残余の額については後年度における償還額の
二分の一に相当する額を、臨時地方特例交付金と
して一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会
計に繰り入れることにより、地方財政の運営に支
障のないようにいたしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。
何とぞ、慎重審議の上、速やかに御可決あらん
ことをお願い申し上げます。
○委員長(上條勝久君) 本案に対する質疑は後日
に譲りたいと存じます。

どうぞ大臣は御退席ください。

○委員長(上條勝久君) 再び地方行政の改革に関
する調査を議題といたします。

ホテル・ニュージャパンの火災に関する件につ
いて、政府から発言を求められておりますのでこ
れを許します。鹿児島消防庁次長。

○政府委員(鹿児島消防庁次長) ホテル・ニュージャ
パンの火災の概要につきまして御報告を申し上げ
ます。

この火災の出火日時でございますが、去る二月
八日三時二十四分ごろと推定されております。消
防機関が一九番で覚知をいたしましたのが三時
三十九分、鎮火に至りましたのが午後になりまし
て十二時三十六分ということでございます。

出火場所は、ニュージャパンの九階の九百三十
八号室ということでございます。

出火原因につきましてはなお調査中でございま
すけれども、この九階九百三十八号室の宿泊者の
ベッド付近から出火しているものと見られておりま
すので、たばこなど微小な火源によるものというぐ
あいには推定されております。

損害につきましては、死者三十二名、負傷者三
十四名を出しております。物的な損害といたしま
しては、焼損床面積が四百八十六平米でござい
まして、九階部分が千八百七十平米、十階部分が
二千二百一平米、屋上部分九十四平米、七階が一
部燃えておりまして二十一平米ということござ
います。

この建物の概要を申し上げますと、地下二階地
上十階の建物でございます。地下二階は機械
室、地下一階及び地上一階、二階、三階の大部分、
これが食堂その他のテナントでございまして、三
階の一部分と四階から十階までが宿泊室というこ
とに相なっております。延べ面積は四万六千六百
九十七平米でございまして、収容人員は二千九百
四十六名ということでございます。

この建物の消防設備の設置状況でございます
けれども、法律に基づきまして必要とされてお

ます各種消防用設備のうち、消火器、屋内消火栓、放送設備、避難器具、誘導灯、連結送水管等につきましては一応設置済みではございました。しかしながら、昭和四十九年の法律改正によりまして適及適用がなされましたスプリンクラーにつきましては、この建物が昭和三十五年に供用を開始をされているという関係もございまして、大部分が未設置でございました。

過去の消防機関による指導の経過でございますが、毎年必要な立入検査を実施していたわけでございすけれども、その都度、スプリンクラー設備の一部未設置、それから防災対象物品、これはカーテン、じゅうたん等でございますが、防災対象物品の防火性能を持ったものに置きかえるようにという点を主な点といたしまして指導を重ねてきたところでございます。そして、昭和五十二年以降四回にわたりまして所轄の消防署より文書を交付いたしまして改善を求めてきたわけでございますが、ホテル側といたしましては、その都度改修計画を提出いたしましたりあるいは一部の防火区画を着工いたしましたりして今日まで至つてきたわけでございます。そこで、東京消防庁といたしましては、昨年の九月十一日付をもちまして消防法の第十七条の四の規定に基づきまして、スプリンクラー等の設置をするように履行期限を付しまして、措置命令を発したところでございます。

なお、旅館、ホテルにつきましては、一昨年の川治温泉ホテルの火災にかんがみまして、消防法上の一定の基準を満たしておりますものにつきましては、消防法上の「適」マークを交付するという制度を実施しておりますが、このホテルはスプリンクラーの未設置等がございましたために、「適」マークは交付されておりました。

次に、防火管理であります。防火管理者及び消防計画は一応作成され、届け出が行われております。避難訓練につきましては、一昨年は未実施でございまして、昨年末に一回実施されております。なお、この火災に伴います消防機関の出動状況

でございますが、東京消防庁は第四出場をかけまして、百二十三台の消防車両が出場をいたしております。

この消防隊の活動によりまして救急救助をいたしました人員が六十六名でありまして、搬送いたしました人員が三十四名ということに相なっております。

以上、概要を御説明申し上げます。

○委員長(上條勝久君) 次に、派遣委員の報告に関する件についてお諮りをいたします。

昨年十二月に当委員会が行いました地方行政等の実情調査のための委員派遣については、各該等からそれぞれ報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたします。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(上條勝久君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

〔参照〕

委員派遣報告書(第一班)

地方行政の改革に関する調査に資するため、委員長上條勝久、理事名尾良孝、委員佐藤三吾、同神谷信之助の四名は、去る昭和五十六年十二月十四日から十六日までの三日間、大分県及び宮崎県における地方行政の実情について調査を行った。

調査は、両県当局から県及び県下市町村の行政等の実情について説明を聴取したほか、大分県においては国東町を訪問し、過疎対策等の実情について説明を聴いたほか、大分地区新産業都市建設状況、国立大分医科大学を、宮崎県においては国鉄宮崎浮上式鉄道実験センター、宮崎学園都市開発整備事業予定地、テクノポリス調査指定地域、宮崎県立総合運動公園等を視察した。

以下、県、市町村の行政の概況、地域振興の現況、医療行政の状況、消防行政の状況、警察行政の概況等について、調査の概要を報告する。

一、大分県及び県下市町村の行政の概況

(一) 県下経済及び雇用の動向

大分県は、その人口が昭和三十年の一二七万人をピークに、以後漸減していったが、その後増勢に転じ、五十年一八九万人、五十五年の国勢調査では一二二万八千九百九十三人となっている。県下五十八市町村のうち人口増加市町村は一六市町村で、五十年の七市町村に比べ三市町村が増加に転じ、減少市町村(四二)でもほとんどの市町村で減少率が小さくなつてきている。なお、過疎地域(四四市町村)の人口は、五十五年で三三六、五二二人(二七・四%)を占めているが、人口減少率は五十一・五五年で三・九%と大幅に鈍化している。また、総人口に占める六十五歳以上の人口の割合は一一・七%で全国九・〇%に比べ一〇年余り早く高齢化が進行している。

本県の就業構造は、五十五年で第一次産業一九・九%、第二次産業二五・六%、第三次産業五四・五%で、第一次産業の減少、第二次、第三次産業の増加の傾向は全国と同じパターンであるが、第一次産業の構成比が全国(二〇・九%)に比べて高いのが特徴となっている。昭和五十四年度の県内純生産は約一兆七千億、前年度比一六・〇%の伸びで、前年度の伸びを一・七ポイント上回った。第二次産業が製造業の高い伸びに支えられて前年度を上回る三一・六%の伸びを示している。また、五十四年度の県民所得分配総額は約一兆五五〇億円で、前年度比九・三%の増加となっている。県民一人当たりの所得額は一二六万八千円で、所得水準の全国順位は三九位になるものと推定されている。大分県では、県政の基本を活力あるふるさとづくりにおき、特に、「一村一品運動」を中心とした特色ある地域づくりが進められている。

県内の最近の経済の状況についてみると、景況は足踏み状態が続いており、企業の生産活動は電

子部品、自動車部品、一般機械、中小造船など好調な業種と、石油製品、製材品、衛生陶器など業況の回復がみられない業種と、好・不況の差が目立ち、産業総合の指数は昨年中央からほぼ横ばいで推移している。個人消費は、一昨年から続いた実質賃金の低下等により消費意欲が冷え込んでおり、大型店等の売上は盛り上りに欠け、また、産業への波及効果の大きい住宅の着工戸数も十六カ月間にわたって前年実績を下回っており、依然として低調に推移している。このような状況から、特に消費財生産にウェイトの高い中小企業を中心とした企業を取り巻く経済環境は極めて厳しく、県内の企業倒産は五十六年一月～九月の累計で二六六件(対前年比一七・八%増、負債総額三六七億、対前年度比二・七倍)と、件数で過去最多であった昨を上回る高い水準で推移している。

本県の雇用動向を有効求人倍率でみると、昭和四十八年の〇・七九倍をピークに減少傾向に転じており、五十年以降〇・五倍前後で推移している。昭和五十五年の有効求人倍率は九七・一五、有効求職者数一五、六三三で、有効求人倍率は〇・五となつており、昭和五十六年の新規求職者の動きをみると、五月の落ち込み以降僅かに増加傾向を示しているが、伸び率が緩みが見られ、樂觀できない状況にある。

(二) 県の財政状況

大分県の財政状況を昭和五十五年度決算でみると、財政規模は普通会計歳入決算額三、四九五億五、四百万円、歳出決算額三、四六六億七、九百万円で、五十五年度の実質収支は一五億二、八百万円の赤字となつており、実質収支は昭和五十一年以降五年度連続して赤字となつたが、単年度収支では五十五年度は二億三、百万円の赤字である。

歳入の構成は、県税五、五五五億六、〇百万円(構成比一五・七%)、地方交付税九、六三三億七、二百万円(二七・六%)、国庫支出金一、二〇〇億九、四百万円(三・四%)、県債三、〇四四億九、四百万円(九・二%)で、県債の比率は五十三年度一一・六%、五十四年度

一〇・四％から五十五年度の九・二％と低下して来ている。また県税、地方譲与税、地方交付税をあわせて一般財源の比率は四四・四％である。

一方、歳出では、人件費一、二五億三千万円（三五・〇％）、扶助費一億一、四百万円（四・一％）、公債費二億七、九百万円（六・六％）で、義務的経費は一、五八四億四、六百万円（四五・七％）であり、普通建設事業費一、二三億三、三百万円（三五・六％）、災害復旧事業費一、三億一、九百万円、失業対策事業費一、〇億九、九百万円で、投資的経費は一、三五六億五、九百万円（三九・二％）となっている。

なお、義務的経費について、人件費は五十三年度三七・一％、五十四年度三六・九％、五十五年度三五・〇％と低下している反面、五十年以降の財源不足に対する公債依存の結果として、公債費は五十三年度四・三％、五十四年度五・四％、五十五年六・六％とそのウエイトを高めてきている。また、大分県の地方債現在高は、五十五年度において一、八〇六億六、六百万円で公債費比率は八・〇％となっている。

(三) 市町村財政の概況

県下の五十八市町村（一市三六町一八村）の財政状況を五十五年度決算でみると、歳入一、六五三億八、一百万円（前年度比一・〇・五％増）、歳出一、六〇七億三、八百万円（前年度比一・一・一％増）であり、決算収支は前年度に引き続き全市町村が黒字決算となっているが、前年度の実質収支を差引いた単年度収支では九億一、九百万円の赤字となっている。

決算規模は、歳入において地方交付税、国庫支出金が高い伸びにとどまり、また、地方債が前年度より減少したこと、歳出において普通建設事業費が公共事業抑制の影響で低い伸びに抑えられたことなどのため、ゆるやかな伸びにとどまった。単年度収支が赤字となったのは、歳出面における義務的経費の伸びに加えて普通建設事業費が増加したこと、及び、財源対策債の圧縮による地方債の減少分を一般財源でカバーしたためである。

経常収支比率は五十五年度八四・二％で、前年度に比べ〇・一％とわずかながら低下した。これは、五十一年度以降の財源対策債の増発等による公債費が増大したが、経常経費の中で最もウエイトの大きい人件費が若干減少したためである。しかし、経常収支比率は全国水準より相当高く、また、八〇％を超えている市町村が四五団体にのぼるなど、財政硬直化が続いている。

公債費比率は一〇・九％で前年度に比べて〇・六％増となったが、これは五十一年度以降増発された地方債の元利償還が累進的に増加してきたためと考えられ、全国との比較ではまだ低い水準にあるとはいえず、今後ますます高い比率へ推移することが予測され、財政に与える影響は大きくなる。また、市町村の自主財源比率は相当低く（三七・四％）、地方交付税、国、県の支出金などに大きく依存している。

四 行政改革の状況

(1) 県の状況

行政組織については、昭和四十八年に福祉生活部門の強化と環境保全体制を確立するため、部の再編成により、福祉生活部と環境保健部を設置し、企画調整機能を強化するため、企画総室と各部に部門管理組織を新設するなど大幅な改革を行い、従来の七部一局一室を一室七部一局に改めたが、その後今日に至るまで、社会経済情勢の変化に伴う新しい行政需要に対しては、組織の新設、改廃を部分的に行いながら効率的な行政運営に努めている。職員数については、昭和五十年以来の財政のひびくに対処して、五十一年から三年間に職員数の四・約二〇〇人の削減を行い、以後、行政需要の増大に伴う事務量の膨張にもかかわらず、スクラップ・アンド・ビルド方式によって毎年一％程度の削減をするなど、職員数の抑制に自主的な努力を続けている。

職員の給与改定にあたっては、昭和五十年年度を契機に経済の基調が大きく変化したことに対応して、財政運営のあり方を深く認識し、給与制度を見直し、適正な給与制度の確立に努めており、給

料表の一号下位切替、昇給期間の六月延伸、運用昇短月数の大幅削減、調整手当（大分市、別府市、宇佐市）の廃止、ワタリ制度の是正、高齢者対策等の措置を講じ、財政的には、五十年年度に限って四十四億円の経費削減が図られている。その結果、大分県の給与水準は、ラスパイレズ指数で五十年四月一日一〇九・六であったが、現在一〇四・六となっている。

その外果では、行政運営の一層の効率化を推進するため、①一所属一改善、②職員意見発表会、③許可可等事務処理標準日数の短縮化、④接遇研修会、⑤職員提案の募集、⑥執務環境の整備、⑦地区別懇談会などの事務改善運動を昨年から積極的に展開しており、その結果、これまでの二年間に四十四項目の改善が行われ、改善効果が計数的に把握できるものを集計すると、約二、二八分の事務量と約五、八百万円の経費の削減が見込まれ、さらに許認可事務の処理日数が短縮されるなど、住民サービスの向上が図られてきている。更に、五十五年度及び五十六年度の当初予算編成において、厳しい財政環境の下で財政の健全性を確保しながら、社会経済情勢の進展に即応した施策の拡充を図るため、スクラップ・アンド・ビルド方式やサンセット方式を積極的に導入し、五十五年度、事業の廃止、縮小、統合で合計一四二件、七億一、二六万四千円、サンセット一三三件、五十年、事業の廃止、縮小、統合五十九件、二億七、二〇六万九千円、サンセット七十六件の成果を取めている。

また、五十七年度の予算編成にあたっては、各部局の要求率について、人件費、扶助費及び公債費を除き、五十六年度当初予算の範囲内とするいわゆるゼロシーリングを設定し、特に経常経費については五十六年度当初予算の九五％の範囲内という方針を指示するとともに、各種施策事業の選定に当たっては、既存事業の徹底した見直しを行い、優先順位の厳しい選択を行う中で、真に県勢の振興、県民福祉の向上に効果的な事業については積極的に拡充する方針で臨むこととしている。

(2) 市町村の状況

本県市町村においても、厳しい財政環境のもとで財政の硬直化傾向は一段と進みつつあり、財政の健全化とともに行政の簡素効率化を図っていくことが要請されており、一部の団体においては、行革組織を発足させ、組織及び事務事業等の見直しに着手するものもあるが、全体的な市町村の行政改革に対する取り組みの姿勢としては、国の動向を見極めたうえでその対応を検討しようとしているのが実情となっている。

市町村の職員数の状況については、五十年（一四、二八八人）から五十五年（一四、五七一人）の五年間に二％増加しているが、その要因としては、法定基準等の充足、施設の新増設、人口増等による業務増があげられる。職員数の状況を全国類似団体比較で見ると、七市二九町村（全市町村の六二・一％）が全国を上回っている。また、給与の状況についてみると、市町村職員の給与水準は、五十年以降全体として低下傾向にあるが、五十五年四月一日現在のラスパイレズ指数は、市一四・〇、町村一〇・三、三で、全国平均の市一〇・〇、町村九・九を上回っており、これを全国類似団体比較で見ても、一市四五町村（九六・六％）がこれを上回っている状況にある。

今後、地方の時代といわれるにふさわしい行政運営の確立をめざして、事務事業の見直し、組織の簡素合理化、定員の抑制給与の適正化等について、市町村の自律機能が十分発揮されることが望まれている。

(四) 地域振興の状況

(1) 広域市町村圏の概況

本県の広域市町村圏は一〇圏域で、四十四年以降四十七年までに設定された。そのうち三圏域が協議会方式、他の七圏域では一部事務組合方式で、し尿・ごみ処理、消防・救急、老人ホーム、伝染病隔離病舎、火葬場等の共同処理事業を行っている。五十四年以来、単に共同処理事業だけでなく、圏域の総合的、一体的な振興を図るため、新広域市町村圏計画の策定作業が進められている。

が、五十四、五十五年度で六圏域で策定され、五十六年度において残る四圏域で策定中である。広域市町村圏については、圏域の一体的な振興方向について市町村が共通の認識をもつこと、市町村がそれぞれの振興を図るにあたっては、広域的視野から調整・推進するという気運を醸成すること、中核施設の圏域住民利用についてそのサービスシステムを確立すること等が今後の課題とされている。

(2) 日田玖珠モデル定住圏の状況

本圏域は大分県の西北部に位置し、急峻な山岳に囲まれた日田盆地及び玖珠盆地を中心とし、日田市を中核都市とする一市四町三村で構成されており、面積一、二二五平方キロメートル（うち農耕地七・六％、林野八二・七％）、人口一、〇六二人（うち日田市六五、三五八人）である。産業構造は、製材、木工が中心の日田市を除くと、林業及び農業（特に畜産）が主で、人口構成は、第一次産業二九・四％、第二次産業二六・九％、第三次産業四三・七％となっている。

モデル定住圏計画は、三全総における定住構想を推進するため、昭和五十四年に国の指導のもとに県と圏域市町村が協同して策定したもので、圏域整備の戦略的事業である特別事業、地域行動計画、土地利用構想及び定住基礎条件整備水準をその内容とし、定住構想の実現に向けて施策を重点的に展開するための指針とするもので、基本構想は昭和七十五年まで土地利用構想、定住基礎条件整備水準は昭和六十五年までとし、特別事業については、おおむね昭和六十年までに実施するものとしており、事業実施に必要な経費の総額は三二九億二、三〇〇万円となっている。

定住圏整備の基本的方向は、④誰もが生きいきと働ける活力ある圏域をつくる、⑤明るく健康な圏域づくりのための事業、⑥地方文化の創造と人間性豊かな圏域づくりのための事業となっており、特別事業の主なものとしては、④工業団地の造成（雇用の場の確保）、⑤九州横断自動車道及びアクセス道路の建設、⑥広域営農団地農道整備

事業、⑦地熱エネルギーの開発、⑧中核医療施設の整備、⑨地場産業総合センターの整備、⑩林業総合センターの整備、⑪田園都市構想モデル事業（わらべの館整備）、⑫農業及び林産加工施設の整備、⑬文化体育施設等の整備があげられている。

(3) 過疎対策の状況

大分県の過疎地域振興特別措置法に基づく過疎市町村は、三市三〇町一村の四四団体に及び大分臨海都市圏と地域中心都市を除くほとんどの過疎地域であり、過疎市町村率は鹿児島県（七六・〇％）に次いで全国第二位の高率（七五・九％）となっている。

過疎地域における人口減少も、過疎地域振興計画等による各種施策の推進によりようやく鈍化しはじめ、過疎化に伴う弊害も漸次改善されつつあるが、なお、就業機会の増大、急速な高齢人口の増加、医療の確保、財政基盤の確立、地域活力の低下、諸施設水準の格差の是正等、解決すべき課題が残されている。

大分県では、豊かで住みよい活力に満ちた地域づくりを推進し、県内各地域の均衡のとれた発展と豊かな住民生活の実現を図るための過疎地域の振興対策の基本的方向として、第一に「地域に根ざした産業の振興」をあげ、人口、とりわけ若者の定着をめざすため、就業機会の増大と所得の向上を図るために、地域に定着している農林水産業を基幹産業として振興させることを第一とし、生産基盤整備、後継者確保の諸施策のほか、地域に適した特産品づくりを推進し、さらに、これをその地域で加工し付加価値を高める「一・五次産業」の振興を図るなど、地域に定着する産業の育成を図ることとしている。また、恵まれた自然、文化財等の資源を有機的に利用して新しい地域づくりを進める必要から、特に恵まれた地熱エネルギーを中心とした地域エネルギーの開発により、地域の振興に寄与し、地域の実情に適した農林水産業関連企業や優良企業の導入、過疎地域に適した商業の近代化等に努めることとしている。

第二には、コミュニティ活動に必要なリーダー

の養成等の「活力ある人づくり」と魅力ある地方文化の創造による「個性ある村づくり」の推進、第三には、教育文化施設、環境衛生施設、スポーツレクリエーション施設、生活道路等の整備をすすめ、若者にとつて魅力ある地域社会を築くための「生活環境づくり」の推進、第四には、社会的弱者のための地域ぐるみの諸施策の推進、伝統的文化の保存等による老人の生きがい対策の推進、へき地診療所の設置、患者輸送車の整備、定期的巡回診療の実施、保健婦の配置、へき地医療機関への医師の派遣、へき地勤務医師の診療援助等へき地医療体制の整備など「福祉の充実と医療の確保」、第五に、広域的見地に立った道路、農道、林道、漁港関連道路等の交通網の整備、過疎バス路線の確保、テレビジョン難視聴地域解消など「交通体系を中心とする基盤づくり」をあげて過疎対策を進めている。

新過疎法に基づいて策定された過疎計画（五十五年度～五十九年度）では、県分については、県道の整備七九八億八、一〇〇万円（構成比四八・八％）、農林水産業の振興七二〇億九、九〇〇万円（四四・〇％）、基幹的市町村道等五五億七、七〇〇万円（三・四％）など、事業費総額一、六六六億三、〇〇〇万円、市町村分については、交通通信六九二億二、三〇〇万円（三三・四・一％）、産業振興五八五億二、七〇〇万円（二八・八％）、教育文化三三三億七、二〇〇万円（二七・四％）、生活環境三五六億九、九〇〇万円（二七・六％）など、事業費総額二、〇三二億八、七〇〇万円となっているが、旧計画に比して産業振興のウェイトを高めているのが特徴となっている。

(四) 医療行政の状況

県内の医療施設数は一、三九九施設で、種類別にみると、病院一四〇施設、一般診療所八五九施設、歯科診療所四〇〇施設で、病院、一般診療所の人口一〇万当たりで全国平均を上回っている。また、医療関係者は、医師一四〇九人、歯科医師五五一人、看護婦一、三三九七人、准看護婦（士）三、三八八人で、人口一〇万当たり看護婦、准看護婦数は全国平均を上回っている。

へき地医療体制としては、現在一八の町村立診療所が設置運営されており、これらの施設設備の整備に対して助成を行っている。今後、自治医科大学卒業医師の計画的派遣によりへき地医療体制の整備を行うこととしている。また、無医地区（七二地区）の医療の確保を図るため、へき地中核病院（現在三病院）とともに巡回診療事業を実施している。

自治体病院の整備拡充について、町立病院（四病院、うち一病院は広域病院）は地域の中核的病院として医療水準の向上に寄与しており、そのうち三病院については五十五、五十六年度に改築あるいは増築を行うなど、診療機能の充実強化に努めており、また、県立病院のうち大分県立病院については、県内医療施設の基幹総合病院として高度特殊医療部門の充実と医大関連教育病院、臨床研修病院としての機能整備を行うとともに、病院の移転政策に向け具体的な検討を行うこととしているほか、県立療養所三重病院については、結核及び成人病を中心とする専門病院として全面改築を行うこととしている。

五十六年十月には国立大分医科大学附属病院が開院したが、高度特殊専門医療分野に対応するため、国・公的医療施設等の間において、機能分担を明確化し、体系的な診療体制の整備を図るほか、救急医療体制についても、第三次診療機能を有する国・公的病院等の機能分担を図り、体制の拡充強化を進めることとしている。

(五) 広域消防の現況

消防業務はますますその重要性を増してきているが、本県においては、国の重点施策である消防の科学化、常備化、広域化の三点を積極的に推進してきた結果、五十四年四月一日、一五本部（一八消防署）をもって一〇〇％の常備化、広域化を完了している。その内訳は、広域一〇消防本部（一消防署、単独市町五消防本部（七消防署）で、消防職員総数は一、三六八名（五十六年四月一日現在）となっている。

広域消防では、広大な圏域の消防施設の充実強

なお、消防施設の現況は、消防ポンプ一、三六三口（充足率六五・八％）、消防水利一、三二四基（七〇・九％）、はしご自動車一〇台（四七・六％）、化学消防車九台（四一・九％）、三点セツト一組（二〇〇％）、救急自動車四三台（九三・五％）となっている。

県警察は、本年の運営方針を「県民の期待にこたえる警察活動の推進」とし、その具体化のための重点目標として、①交通死亡事故の抑止、②少年非行の防止、③暴力犯罪の絶滅、④盗犯の予防と検挙、⑤覚せい剤事犯の絶滅を掲げ、積極的な取り組みに努めている。

昭和五十五年中の刑法犯の認知件数は一〇、二八件で、前年に比べ二四〇件（二・三％）の減少となつてゐる。本年十月末現在の認知件数は九、四一三件で、前年同期に比べ二三四件（二・五％）増加してゐるが、これは主として窃盜の増加が原因となつてゐる。五十五年中の檢挙件数は五、八三七件で、前年比四三八件（八・一％）の増である。本年十月末現在の檢挙件数は五、六六六件で、前年同期比九七五件（二〇・八％）増となつてゐるが、これは窃盜犯の檢挙が向上したためである。本県の盜犯の認知件数は、全刑法犯の八五％を占めており、八年前から県警察の重点目標に「盜犯の予防と檢挙」を掲げて捜査を推進してゐる。

大分県内の暴力団は一八団体四四〇人が活動中で、大分県における暴力団は九州管内における警察庁指定七団体の系列では最大の勢力を擁し、広域暴力団山口組の九州における直系若衆五人のう

五十五年中に補導した非行少年等の総数は二一、六二四人で、前年比六、四二〇人(四二・二%)の激増となつた。特に刑法犯少年は、犯罪少年が一、六一一人で、前年比三五七人(二八・五%)、触法少年が三九一人で一三八人(五四・五%)増と、過去一〇年間の最高となつた。本年十月末現在、の非行少年等の補導総数は一九、一四八人で、前年同期比九五〇人(五・二%)増で、昨年を上回る事が必至となっている。

社会問題となっている校内暴力対策として、本年二月、県、県教委、県警から成る「大分県青少年非行防止対策連絡会議」を結成するなど、関係機関団体との連携を強化し、総合的な少年非行防止対策を立てている。

県下の覚せい剤事犯は昭和四十五年から増加を
始め、昨年は二六八件一八二人を検挙したが、本
年は十月末現在で三〇五件二一九人を検挙し、戦
後最高であった昭和二十九年を上回り、覚せい剤
汚染は深刻化している。

本県の交通事故は、五十四年にピーク時の半減目標を達成したが、昨年は八年ぶりに増加した。本年十月末現在発生件数五、三八四件で、前年同期比二・一％増加したが、交通事故による死者は八三人で二・一％の減少となっている。

現在、県警察では、大分市とその周辺部における著しい人口増と交通情勢の急激な変化のため、現在の大分警察署の組織体制ではその対応が困難な情勢に至っているため、五十八年四月一日開設を目途に、大分市南部地域と大分郡部を管轄とする大分南（仮称）警察署の新設を決定し、庁舎の建設に着手している。

五千人減少し一〇四万七千人となったが、昭和四十七年から増加基調に転じ、昭和五十五年には県政史上最高の一一五万二千人に達している。本県の人口増加率は昭和五十二年から連続四年間全国ベストテンにランクされており、五十年と五十五年の国勢調査の比較でも、六万六千人、六・一三%の増加し、全国で第九位、九州では第二位の増加率を示している。年齢区分でみると、六十五歳以上人口は昭和三十五年（六万八千人）から昭和五十五年（一二万三千人）にかけて五万五千人（八・一%）増加し、構成比でも一〇・八%となり、全国よりも早いテンポで高齢化が進みつつある。

本県の就業構造は、五十五年で第一次産業二四・三％、第二次産業二四・二％、第三次産業五一・五％となっており、第一次産業がほぼ四分の一を占め、全国平均の二倍以上の比率で、本県の産業構造が第一次産業に特化していることを示している。一人当たりの県民所得は、五十四年度一・二五・三万円で、全国を一〇〇とした場合の格差は八一・七であるが、毎年度二ポイント程度格差が縮小しつつある。

最近の本県の景況は、公共工事、中堅企業の設備投資意欲も底固い動きを示し、個人消費の面ではやや回復の兆しが見えるものの、生産、労働、倒産など引続き低迷しており、依然停滞気味に推移している。消費者物価が落ち着いた動きを示す中で、個人消費は小売の面では停滞気味であるものの、住宅建設はやや上向いており、自動車の売上げも軽自動車を中心に前年を上回りつつある。また、ホテル・旅館の宿泊客数や空港利用者等の人の動きはようやく前年水準を上回る動きを示し、個人消費は総じて七・九月期に好転の気配が見え、個人消費は総じて七・九月期に好転の気配が見える。鉱工業生産は、機械器具が引続き好調な反面、素材型企業不振のため、春先き一時回復の動きがあったものの、全体として漸減傾向を示

労働情勢は、有効求人倍率が期待された程の伸びを示さず、雇用指数も引続き前年水準を下回っている。企業倒産は、九月までの合計で昨年

の年間件数に近い水準に達している。投資面では、公共投資は四〇九月前年をやや上回っており、企業（資本金五千万円以上）の設備投資は、動向調査からみて昨年に引続き高い投資意欲がうかがえる。また、中小企業景況調査によると、県内中小企業者は十く十二月に向けて売上げ増加を見込んではいるものの、経常利益・業況見通しは厳しいとみている。なお、金融情勢に關し、十月下旬政府系金融において長期金利の引上げが決定され、今後の景氣に与える影響が注目される。これらのことから、本県の景況は秋口にかけて一部に持ち直しの氣配がうかがえるものの、これといつて全体を押し上げる材料も見当らないため、当面今後の景氣回復に当たつては力強さに欠けるものと思われる。

宮崎県の財政状況を五十五年度普通会計決算でみると、財政規模は、歳入三、二六六億二七百万円、歳出三、二四三億五二百万円で、翌年度へ繰越すべき財源一一億五〇百万円を差引いた実質収支は一一億二五百万円の黒字となっている。なお、五十四年度からの繰越金を差し引いた単年度収支は四億九一百万円の赤字となっている。

歳入構成は、県税四六三億九千六百万円（構成比一四・二％）、地方譲与税二八億八千二百万円（〇・九％）、地方交付税九二九億六千二百万円（二八・五％）、国庫支出金一、一八四億二千四百万円（三六・八％）、県債三三八億九千七百万円（二〇・四％）で、自主財源比率は二一・八％、国庫依存財源七六・〇％となっている。県債のウエイトは、五十三年一二・九％、五十四年一一・三％、五十五年度の二一・四％と低下してきている。

一方、歳出を性質別構成で見ると、人件費一、〇三七億一〇百万円（三三・〇％）、扶助費一四五億八百万円（四・五％）、公債費一九六億二百万円（二一・五％）に上る。

万円(六・〇%)で、義務的経費は一、三七九億二百万円(四二・五%)であり、普通建設事業費一、二一四億六百万円(三七・四%)、災害復旧事業費一、一六八億八百万円(三三・六%)、失業対策事業費七億二百万円(〇・二%)で、投資的経費は一、三三八億六百万円(四二・三%)となっている。

なお、義務的経費に占める人件費の構成は、五十三年度三二・九%、五十四年度三二・五%、五十五年度三二・〇%と低下してきており、一方公債費は五十三年度五・一%、五十四年度五・九%、五十五年六・〇%とそのウェイトが高くなってきている。

(三) 市町村財政の概況

県下四四四団体(九市二八町七村)の財政状況を五十五年度決算でみると、歳入総額二、五〇八億一、五百万円(前年度比九・三%増)、歳出総額二、四五八億二、六百万円(前年度比九・七%増)で、実質収支は、全団体が黒字であるが、黒字額は前年度比二二・六%減の三五億九、〇百万円である。単年度収支が三年ぶりに赤字に転じ、赤字団体は、六割に当たる二六団体となった。市町村においても自主財源に乏しく、五十五年度の自主財源が歳入総額に占める割合は三一・四%となっている(うち地方税一九・八%)。

性質別歳出についてみると、人件費は五三六億七、一百万円(構成比二二・八%)で、五十三年度二・五%、五十四年度二・四%から引き続いて低下しているが、公債費が五十三年度五・七%、五十四年度六・七%から五十五年には一八・九億四、六百万円(七・七%)と伸びが著しいため、義務的経費の割合は四二・五%で、前年度に比べ〇・五ポイント上昇している。一方、公債費の増加、地方債の抑制等により、単独の普通建設事業が低調で、投資的経費は、五十三年度四二・〇%、五十四年度三九・八%、五十五年三九・〇%と伸び悩んでいる。経常収支比率は、五十三年度七九・八%、五十四年度七九・五%から五十五年度には八〇・六%となり、また、公債費比率も五十三年度の一〇・〇%、

五十四年度一一・二%から五十五年度は一二・三%とその比率を高めて来ており、財政構造の硬直化が進んでいる。また、五十五年度末の地方債現在高は一、八三九億円で、将来の財政負担が大きく、今後の財政運営が憂慮されている。

(四) 行財政改革の実施状況

(1) 県の実況

事務事業の見直しについては、毎年度予算編成の中で厳しい見直しを行っており、五十五年度で廃止二九件、整理・統合・縮小一九件、五十六年度では廃止五二件、整理・統合・縮小三四件となっている。また、補助金についても同様に厳しい見直しを行っているが、県単補助金については、五十五年度で廃止五〇件、整理・統合・縮小七八件、終期設定八二件、五十六年度では廃止五四件、整理・統合・縮小一四件、終期設定六四件となっている。

事務事業の民間委託も、タイプ浄水、印刷製本、庁舎警備・清掃、電算機オペレーション、パンチ、エレベーター等機器の保守管理、冷暖房運転等について、可能なものについて委託を進めているほか、公の施設の管理委託も、宮崎県総合青少年センターなど二五施設について行っている。また、農業協同組合講習所を五十六年度四月一日から宮崎県農業協同組合中央会に移管している。事務処理の機械化についても、昭和四十四年から電子計算組織を導入し、五十五年度までに九五業務を開発して電算処理を行っている。

行政機構の簡素合理化については、内部組織の整理統合、出先機関の整理縮小を行っているが、五十六年度四月一日現在、本庁は八部二局六課、出先は本所一七五所、支所・支場・分場一六所、駐在所・試験地一七所となっている。また、事務処理権限について五十五年四月に大幅移譲(六五項目)を行い、事務処理の迅速化を図っている。審議会等についても五十五年度に検討を行い、廃止一二、統合六、改善二四を決定している。職員定数については、毎年度定数配置の見直しを行い、重点部門への再配置を行うことによつて

適正配置に努めている。給与については、ラスパイレックス指数は五十五年四月で一〇三・六と五十年四月に比して四・二ポイント下がってきているが、今後とも給与の適正化、合理化に努めていきたいとしている。

(2) 市町村の実況

県内の市町村では、国の行政改革に歩調を合わせて行政改善に関する委員会を設けて、積極的に取り組んでいるところもあり、補助金の見直しやコンピュータ利用による事務の合理化を行うとともに、外部委託など民間の活力も利用しながら減量経営に努力している。五十六年十一月一日現在で行政改善に関する委員会の設置団体は六市一八町二村となっている。

補助金については、五十五年度の補助費等の決算額(約一、三六億六千万円)に対して二%(約二億八千万円)の見直しが行われ、五十六年度当初予算が編成されたが、その内訳は、廃止が四市一六町一村で一九〇件一、二二三、六九千九百円、縮小削減が六市一六町二村で四二二件一、五三、一八五千円、合せて六市一六町二村で六二二件二、七六、八四千万円である。

コンピュータ利用団体数は五十四年度四月で三八団体であり、外部委託については公の施設管理の全部委託四二、一部委託六〇一、清掃事務のうち、し尿収集については委託一三、許可(民間企業)三〇、ごみ収集については委託二五、許可一となっている。

職員数は、市町村の場合、消防、清掃など住民に直結するサービスを行っており、また、保育所、老人ホームなどの福祉施設を多くかかえている関係上、そのための人員確保が必要であるが、職員増については財政上の制約もあり、内部努力によって人を増やさないように努力している。昭和五十年に市七、五五八人、町村五、一八八人合計一二、七四七人であったものが、五十五年では市七、八三四人(二七六八人増)、町村五、二七三人(八四八人増)合計一三、一〇七人(三六〇八人増)で、五年間で二・八%の増となっている。

給与の状況についてみると、本県市町村職員の給与は、多くの団体が国の給与水準を上回る状況にあるが、逐次適正化が行われつつあり、昭和五十年にラスパイレックス指数は市で一三・一、町村一〇三・〇、合計で一〇九・一であったが、五十五年には市で一〇六・六、町村一〇〇・七、合計で一〇六・五となっている。

(四) 地域振興の概況

(1) 都城モデル定住圏計画

都城モデル定住圏は、郡城市を中核都市とする一市五町で構成され、圏域面積七六三平方キロメートル、圏域人口一九〇、三六〇人(うち、郡城市一二九、〇〇六人)である。

本圏域は、従来交通要衝の地として商業が発展し、また、比較的広い平坦地等の恵まれた自然条件を活用して、畜産を中心とした農業の進展がみられ、さらに近年若干の企業の立地もあり、特色ある田園都市が形成されつつある。今後、九州縦貫自動車道の建設など、交通条件の変化や都城盆地地区土地改良事業、霧島北部畜産基地などにより、一定の発展が見込まれている。これらに加えて、圏域のもつ課題に対応した定住圏計画の実施により、望ましい定住圏の形式が図られると見込まれている。本圏域の将来人口は、六十五年に二二〇千人、七十五年に二四五千人で、五十年からの年平均増加率は一・五%となっている。

定住圏整備の基本的方向(定住圏憲章)は、①産業の活性化を図り、就業の機会に恵まれた定住圏づくりをすすめる、②誰もが参加できる創造的な教育・文化環境に恵まれた定住圏づくりをすすめる、③健康を守り、福祉を高め潤いのある環境に恵まれた定住圏づくりをすすめるという三つの柱で構成されている。これに対する特別事業は、(その一)就業機会の創出のための事業として、都城商工団地整備事業、産業関連施設整備事業、産業関連幹線道路整備事業で事業費四九六億七、二百万円、(その二)教育文化環境づくりのための事業として、高等教育機関整備事業、文化ゾーン整備事業で事業費七億九、〇百万円(その三)健康・

医療・福祉環境づくりのための事業として都城地域総合保健医療センター整備事業、大淀川水系環境対策事業で事業費七二億一六百万円が計画されている。

定住計画の進捗状況は、特別事業（その一）の都城商工団地整備事業が現在（五十六年度）通産省の予算（五五〇万円）で「都城商工団地整備計画推進調査」を実施中であり、産業関連施設整備事業については、地場産業振興センターを五十六・五十八年度で都城市北町に建設中である。

特別事業（その二）では、高等教育機関整備事業で、五十六年度に国土庁の予算で、「学園都市・地区基本計画策定調査」を実施中、文化ゾーン整備事業でカルチャーパークのうち、多目的体育館（総事業費一三億円）が五十六年度完成となっている。（その三）健康・医療・福祉環境づくりのための事業では、都城地域総合保健医療センター事業が現在検討委員会を設置し、実施に向けて積極的に検討中であり、大淀川水系環境対策事業では、流域下水道実施可能性のための流域調査を五十五・五十六年度で実施中となっている。

(2) 新広域市町村圏計画の策定状況
本県の広域市町村圏は六圏域であるが、五十四・五十五年度に五圏域で新広域市町村圏計画が策定され、五十六年度に残る一圏域で策定中である。

策定された新計画では、特に重点を置いた部門として、生活関連をあげたところが多く、その外、教育文化、産業振興、保健医療、交通となっている。

重点事業としては、「宮崎県北部では、県北幹線道路網の整備、中規模観光レクリエーション施設（五億円）、延岡文化センター（四〇億円）、「都城北諸県」では、地域総合保健医療センター（約四〇億円）、文化ゾーン整備事業（一九億円）、広域消防救急施設（二億円）、「西諸」では警察センター（二五億円）、小林文化センター（二億円）、市立病院（救急）、「宮崎東諸県」では、テックポリス建設、宮崎学園都市、文化の森（五〇億

円）、伝染病舎（二・四億円）、「西都児湯」では、粗大ごみ処理施設（五億円）、視聴覚教育センター（二億円）、営農飲雑用水供給施設（二八億円）が計画されている。

このほか、ごみ処理、救急医療サービス、文化活動、図書サービス、スポーツ活動支援、コミュニティ活動等についてシステム化を図ることとしている。

(3) 過疎地域振興対策等の概要
宮崎県の過疎地域振興特別措置法に基づく過疎市町村は二六団体（三市一六町七村）で、経過団体は二町となっている。過疎市町村の全県に対するシェアは、市町村数で全県の五九％、面積は五、一七八平方キロメートルで全県の六七％、人口は二六八、〇五一人で全県の二三％となっている。

旧過疎法（過疎地域対策緊急措置法）に基づく実績（昭和四十五年・五十四年）は、県計分で五〇一億七千万円、市町村計画分、四三六億四千万円で、そのうち交通通信体系の整備がそれぞれ七九％、四一％を占めている。

新過疎法に基づく前期五カ年計画では、県計画は、交通通信体系の整備九六・一億三千万円（構成比六六・五％）、教育文化施設の整備三億九千〇二〇万（医療の確保九億九千九百九十九万（〇・七％）、産業の振興四七・一億九千九百九十九万（三・六％）、合計一、四四四億四千万円。市町村計画は、交通通信体系の整備六九・二億九千万円（四三・一％）、教育文化施設の整備二・三九億一〇百万円（一四・九％）、医療の確保等三・七四億六千九百九十九万（二七・三％）、産業の振興二・七六億五千万円（一七・二％）、その他二・三億六千万円（一・五％）、合計一、六〇五億五千万円となっている。今後の過疎地域振興対策について、特に過疎債枠の拡大、基準財政需要額への算入率の引き上げが要望されている。

(山村振興対策)
本県の山村振興法に基づく振興山村は二一団体（三市一一町七村）（うち過疎団体一九市町村）で、全県に対するシェアは市町村数で四八％、面積

（四、一四四平方キロメートル）で五四％、人口（二二、七六六人）で八・五％となっている。山村振興対策事業の第一期対策（四十一・一五一年）の実績は、合計で三・四〇億一千万円、うち産業の生産基盤施策一・五二億五千万円（四四・九％）、国土保全施策六・九億七千万円（二〇・五％）等、一山村当たり平均一・六億二千万円となっている。第二期対策（四十八・五十七年）の計画では、合計八・七二億三千万円、うち、産業の生産基盤施策四・〇七億五千万円（四六・七％）、国土保全施策一・九〇億七千万円（二一・九％）等、一山村当たり平均四・一億五千万円となっている。第三期山村振興対策（五十四年から）をおおむね一〇年間）では、山村における人口の定住を図るため、定住条件の整備を図ることとし、特に高齢者対策に適切な配慮を加えつつ、若者が進んで住みつく魅力ある社会の形成に努めることとしている。

(四) 医療・環境行政の状況
宮崎県では、健康で生きがいある暮らしを築き、活力にみちた福祉社会の実現のため、生涯にわたる健康の確保を推進している。このために、保健医療総合システムの推進、保健サービスの強化、医療サービスの強化及び環境衛生の確保を図ることとしており、医療サービスの強化として、県立病院（宮崎・延岡・日南の三総合病院及び精神病院の富養園）では、県民医療福祉の増進高度特殊医療の充実を図っているが、県立宮崎病院については、県の中央病院としての役割を果たすべく改築整備を昭和五十六年度から着手したほか、休日夜間急患センターなどの救急医療体制の整備、へき地医療の充実を図っている。本県の無医地区は六四地区で、八番目に多い無医地区となっており、その対策として、へき地巡回診療（五十五年度四二回）、へき地出張診療（八八〇回）、歯科巡回診療（一〇〇回）、へき地中核病院の整備、へき地医療機関の運営に対する財政援助などの事業を推進している。

また、本県では、住みよい豊かな地域環境の形成と快適安全な果土の建設を推進して、調和のとれた定住環境の形成を図っており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには廃棄物の適正な処理が必要不可欠で、そのためには計画的な一般廃棄物処理施設の整備拡充を図る必要があるが、一般廃棄物処理施設整備の事業要望に対応する国庫補助金の確保、国庫補助率の引き上げ等の補助制度の拡充強化が要望されている。

(六) 消防の広域化の現況
県下市町村の消防組織の現況は、消防機関として、九消防本部三消防署、出張所（消防職員八六九名、四四消防団（消防団員一八、二〇六名）があり、消防本部のうち、一部事務組合により設置しているものが三消防本部、市単独の設置のものが六消防本部である。消防の常備率は五十六年四月一日現在団体割で六三・六％（二八団体）、人口割では八九・七％、面積割五七・四％となっている。

県下の消防の広域化の状況は、一部事務組合方式によるものが三組合で、都城・北諸県広域市町村圏事務組合（昭和四十六年、一市五町）西諸広域行政事務組合（四十七年、二市二町一村）東諸広域行政事務組合（四十七年、五町）で一六市町村、事務委託方式によるもの一市六町となっている。今後の広域化については、昭和五十七年度に事務委託により広域化、常備化を要望中のものが三町であり、残りの一三町村についても今後広域化を促進する予定となっている。

(六) 警察行政の概況
宮崎県警察は、五部一九課三隊一校と一三警察署で組織されている。警察職員の定員は二、〇七二人で、警察官が一、七三〇人、一般職員が三四人である。

昭和五十六年の県警察は、県民の期待にこたえる警察活動の推進を運営方針とし、①幅広い街頭活動の強化、②交通死亡事故の抑止、③少年の非行防止、④暴力団組織の壊滅、⑤盗犯の防止と検挙向上、⑥生活侵害事犯の取締強化を運営の重点としている。

宮崎県における刑法犯（交通業過を除く）の発生はここ数年八、〇〇〇件台を上下し、ほぼ横ばいの状態である。昭和五十六年十月末における発生は七、九七三件で、前年同期に比較して一、一五六件の増加となっている。この中で盗犯は六、九二八件発生し、全刑法犯の八六・九％を占め、検挙件数は四、五四五件、検挙率は六五・六％となっている。

県内の暴力団は九団体で、その構成員は流動的であるが、およそ二〇〇名が把握されている。昭和五十六年十月末までの暴力事犯は二五〇件一六九名を検挙し、けん銃、日本刀、覚せい剤等を押収するなどの強力な取締りにより活動は鈍化し、鎮静化の状態にある。

宮崎県における少年非行について、本年十月末までに検挙補導した少年非行の特徴として、次の諸点があげられている。

①刑法犯少年のうち、犯罪少年はわずかな増加であるが、触法少年は著しい増加を示し、非行の低年齢化傾向が顕著である。

②刑法犯少年のうち、一、四四九人（八九・八％）が窃盗で、このうちいわゆる「遊び型非行」といわれる万引きや乗り物盗が八七八人で窃盗の六一％を占めている。

③刑法犯少年のうち、中学生が六二四人で全体の三八・六％を占めている。

④校内暴力事犯は、生徒間における単純かつ軽微な暴力事件と教師の普通乗用車をダイナマイトで爆破するという凶悪な特異事犯一件が発生している。

覚せい剤事犯は、昭和五十六年十月末までに一七五件（二二三人）を検挙し、覚せい剤粉末七三、〇二九グラムを押収している。しかしながら、昭和四十八年以降年々増加し、県下全域にまんえんのきざしがみられるので、更に取締りの徹底を期している。

本県の交通事情については、山岳地帯が多いことから道路網はいちじるしく細分化され、特に県道以下の道路が山間地深く入り込んでいるため、

県内の道路は総数一九、二二三路線で、その延長は一六、四一一・六キロメートルに及んでいる。自動車の保有台数は五十六年九月末現在四九八、三九二台で、県総人口に対する保有率は二・三三人当たり一台と九州管内第一位となっている。また、運転免許取得者は本年四月五〇万人に到達し、九月末現在五〇八、二八三人で、県総人口に対する保有率は二・二八人に一人で、これも九州管内では第一位となっている。

県下における交通事故は、自動車台数及び運転免許保有者数の増加を反映し、年々増加の一途をたどってきたが、昭和四十五年をピークに漸次減少の傾向にある。一方、交通死者については、ここ数年続いた減少傾向が、五十三年、五十五年と相次いで前年を上回る結果に終わった。本年は、十一月末現在発生件数二、八六〇件、負傷者数三、四九〇人、死者数八五人で、前年同期よりいずれも減少している。

交通指導取締りについては、交通死亡事故の抑止に重点をおきながら、交通事故の絶対数を減少させるとともに、交通規制の実効を担保して交通秩序の確立に資するため、適正かつ効果的な交通指導取締りの推進を図っている。

三、要望事項

（一）大分県

○行政改革の推進について

第二次臨時行政調査会においては、先の第一次答申に引き続き、行政改革の基本問題に関する検討が行われているが、行政改革は簡素でスリムな行政機構で効率的な行政を実現するために行うべきであり、国と地方との関係については、国と地方との事務配分を明確にした上で然るべき措置が講ぜられるべきであると存じておりますので、このような観点に立つた行政改革が推進されるよう格段の配慮をされたい。

○地方単独事業費等の確保について

公共事業は社会資本の充実や経済の安定的成長に大きな役割を果たしているが、これが抑制基調にある今日、地域の特性に応じて弾力的な

つ機動的に運用できる地方単独事業の拡充に寄せる県民の期待はまことに大きいものがある。

そこで、昭和五十七年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方単独事業費を大幅に確保すると共に財源面においても、地方交付税の増強や地方税等の充実強化を図り、地域における生活基盤の整備を推進し地域経済の安定的な発展が図られるよう格段の配慮をされたい。

○国民健康保険等について

厚生省においては、昭和五十七年度予算概算要求に当たって、国民健康保険給付費並びに児童扶養手当及び特別児童扶養手当について、その費用の一部を都道府県に負担させることを前提とする要求を行っているが、この措置は国の財政再建のためとの理由でその一部を地方へ肩代りさせるだけのものであり、行政改革の趣旨に反するものであるので、かかる不合理な負担転嫁が行われないよう格段の配慮をされたい。

（二）大分県市長会

○行政改革の推進について

国、地方を通ずる行政改革の推進は、現下最大の課題となっている。第二次臨時行政調査会においても、第一次答申に引き続き基本問題に関する検討が行われている。

行政改革は、地方分権の理念に沿い、地方の間の機能分担及び財源の再配分について抜本的な検討を加え、簡素で効率的な行政の実現をはかるべきであると考えている。

については、民主政治の根幹である地方自治の確立のため、行政事務の整理簡素化の上で行政事務と財源の再配分を行い、市町村優先の原則を堅持し、地方分権の一層の推進をはかるよう格段の配慮をされたい。

○都市税財政の拡充強化について

行財政の簡素効率化を図り、財政の健全性を確保することは、国、地方を通じて最大の課題となっている。

今日、地方自治体は厳しい経済環境のなかで、歳入の不足を特例的な地方交付税措置や、

大量の財源対策債などによる応急的な財源対策で対処するという、極めて深刻な状況にある。

については、昭和五十七年度の地方財政計画の策定にあたり、地方交付税の増強や地方税等の拡充強化をはかるとともに、併せて地方債制度、国庫補助制度の改善について、格段の配慮をされたい。

（三）大分県町村会

○行政改革の推進について

行政改革は、地方分権を基調として推進すべきであり、住民に身近な行政事務は、できるだけ市町村において処理するものとし国の支出削減だけの見地から、真に必要な事務事業を廃止または縮小し、その結果地方公共団体または社会的弱者に対し負担を転嫁することのないよう十分配慮されたい。

○町村財源の充実確保について

昭和五十七年度の地方財政措置については、地方単独事業の大幅な増強を図るとともに、税源に乏しく、財政力の脆弱な町村の自主的な財政運営を確保するため、地方交付税の拡充強化等、町村の財政需要の実態に即した所要一般財源の確保を図るよう格段の配慮をされたい。

（四）宮崎県

1、宮崎県政の重要課題の推進について

I、財政対策

（1）地方財政対策について
大幅な地方財政収支の不均衡から地方財政の健全性を速やかに回復することが、いま喫緊の課題となっている。

このため、地方税源の増強及び地方交付税率の引上げによる地方交付税の増額確保並びに地方債制度の改善等地方財源の充実強化について特段の配慮をされたい。

記

○特定地域に係る嵩上げ補助等の縮減に伴う財源措置

○地方交付税の増強

○地方税等の充実強化

- 地方債制度の改善
 - 財源対策の発行の抑制
 - 超過負担の解消
 - 国庫補助負担金の改善合理化
 - 直轄事業負担金の廃止
 - (2) 国民健康保険給付費、児童扶養手当等にかかる費用の都道府県負担の抑止について
- 臨時行政調査会は、国民健康保険給付費並びに児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給に要する費用について、その「費用の一部を都道府県が負担すること」も制度上考えられるが、この問題については、なお財源問題もあるので、この点を含め政府内部において本年末までに検討を加え結論を得る」と提言しているが、これらは、事業の内容、実施方法に何らの変更も加えず、単に国の負担の一部を都道府県に転嫁するに過ぎないものであるから、このような行政改革に反する内容の事項が実施されることのないようお願いいたします。

II、交通対策

- (1) 宮崎空港の拡張整備と中型機の就航について

宮崎空港の二、五〇〇メートル拡張工事の早期着工及び所要の予算措置等について特段の配慮をお願いするとともに、当拡張工事完成までの段階的措置として、中型機の就航及びそれに必要なエプロン等諸施設の整備について特段の配慮をお願いいたします。

- (2) 九州縦貫自動車道の八代―えびの間の早期完成について

高速自動車道の建設は、地域社会の発展並びに地域住民の福祉向上に多大なる効果をもたらすものである。

ついては、高速自動車道としての機能を十分に発揮できるよう、九州縦貫自動車道

の全線の建設促進について特段の配慮をお願いいたします。

- (3) 東九州縦貫自動車道の早期実現について

九州の中でも交通網の整備が遅れている東九州地域における陸上交通の根幹をなす東九州縦貫自動車道（北九州市―大分市―宮崎市―鹿児島市）については、「三全総」及び「九州地方開発促進計画」で「高規格の幹線道路網の一貫となる東九州縦貫、その他の幹線について調査検討を進める」路線として位置づけられている。

ついては、その法定化とともに、当面自動車道の連続走行が可能な高規格の幹線道路としての整備促進について、特段の配慮をお願いいたします。

- (4) 道路事業の予算枠の拡大について

道路網の整備は、本県の地域開発並びに地域住民の福祉向上を図るうえで最重要課題となっている。

国の第八次道路整備五カ年計画は、本年度で四カ年を経過していますが、本県の道路整備状況を全国と比較した場合、依然としてかなり下回っている現状にあります。

ついては、第八次道路整備五カ年計画を完全に遂行するためにも、道路財源の確保について、特段の配慮をお願いいたします。

- (5) 重要港湾の整備促進について

本県は、東京、大阪などの大消費地から遠隔地に位置するため、地域浮揚の基盤としての総合交通網の緊急整備が必要であり、海上ルートの整備は重要な課題となっています。

ついては、宮崎港、細島港及び油津港の整備促進について、特段の配慮をお願いいたします。

III、産業対策

- (1) 農業基盤整備事業の促進について

農業基盤整備事業は、国民食料の安定供

給に、また水田利用再編対策として直接関係する重要な事業でありますので、工事の早期完成のため、予算枠の確保について特段の配慮をお願いいたします。

- (2) 沿岸漁場整備事業の促進について

本県沿岸漁場は地形的に単調で天然礁に乏しく、また台風の常襲地帯となっているため、漁船漁業の生産性は極めて低調であります。

ついては、本県沿岸漁業の振興を図るため、沿岸漁場整備事業を積極的に推進したいので、昭和五十七年度予算枠の確保について特段の配慮をお願いいたします。

- (3) テクノポリス建設構想に基づく開発構想策定地域の指定について

テクノポリス建設構想の調査地域として宮崎地域が指定され、県をはじめ関係者一致協力して構想実現に向けて積極的に取り組みを行っております。

ついては、宮崎地域の優れた立地環境、高い実現性を御理解いただき、テクノポリス建設構想に基づく開発構想策定地域の指定について特段の配慮をお願いいたします。

- (4) 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長について

特殊土じょう地帯の保全と生産力の向上に多大な成果を収めてきた特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法は昭和五十七年三月三十一日が有効期限となっているが、なお緊急に実施すべき特殊土じょう地帯対策事業が残されているので、同法の有効期限の五カ年間の延長について、特段の配慮をお願いいたします。

IV、文教対策

- (1) 宮崎学園都市開発整備事業の促進について

宮崎大学の移転統合を中心に、宮崎大学及び既に設置されている宮崎医科大学との関連を考慮した教育、福祉施設を設置し、

併せてこれに伴う住宅需要に対応する住宅の開発を行う学園都市開発整備事業を推進中であります。

ついては、関連公共事業としての道路、河川及び公共下水道等の整備促進について特段の配慮をお願いいたします。

- (2) 宮崎大学における人文社会科学学部及び電子工学科の創設について

宮崎大学は、本県の高等教育機関の核であり、総合大学としての拡充整備を図ることが、県民の永年にわたる意願となっています。

宮崎大学の移転統合を契機に、当面、人文社会科学学部及び電子工学科等学部、学科の創設について特段の配慮をお願いいたします。

- 2、国鉄高千穂線（高千穂―高森間）の建設促進と早期完成について

現在、建設途上にある高千穂線は、熊本・宮崎両県を結び、鹿児島本線及び日豊本線の両幹線を短絡する九州中部横断幹線として、地理的・機能的にも極めて重要な路線であります。

鉄道新線は、地域開発の先導的役割を担うものであり、また厳しい地方財政の現状と地域の強い要望を御察察のうえ、今後とも国の施策として早期完成されるようお願いいたします。

以上で、大分、宮崎両県の調査結果の概要の報告を終るが、県議会開会中の繁忙な時期にもかかわらず、両県知事をはじめ関係機関各位が、終始われわれの調査に御協力下さったことに対し、深く感謝の意を表す。

委員派遣報告書（第二班）

地方行政等の実情（主として沖繩振興開発及び離島振興の現況を調査するため、理事志古裕、委員福田宏一、同和泉照雄の三名は、去る十二月九日から十一日までの三日間沖繩県に派遣された。一行は十二月九日、沖繩県庁において、県側よ

り沖縄振興開発、県の行政財政の実情の説明を受けるとともに、陳情を聴取した。また、沖縄振興庁からは沖縄振興開発につき説明を聴取した。次いで、那覇市役所において、市の行政財政の実情につき説明を聴取した後、紅房（琉球漆器）、糸満漁港及び糸満地域開発状況、琉球かすり館、沖縄県酒造協同組合施設をそれぞれ視察した。

翌十日は、八重山支庁において、八重山地域の行政財政の実情につき概況説明を聴取したのち、石垣市役所、竹富町役場において、それぞれ行政財政の実情につき説明を聴取したのち陳情を受けた。次いで、川平湾真珠養殖場、沖縄県肉用牛生産供給公社、宮良川土地改良地区をそれぞれ視察した。

帰京当日の十一日には、船にて石垣島の対岸にある竹富島に渡り、民芸館、こんどの浜等島民の昔からの生活状況及び同島の観光状況等についてつぶさに視察した。帰京直前、那覇空港において訪沖の感想等につき現地紙との記者会見を行った。

視察の主な感想としては、第一に、社会資本の整備等の面ではかなり改善されてきてはいるものの、依然として沖縄と本土との間に格差が残されていること、また沖縄本島と離島との格差が大きいことなどがみられるので、五十七年度からも引き続き「第二次振興開発計画」が必要である。第二に、軍用地の跡地利用・つづれ地問題等、いわゆる戦後処理問題が十分解決されていないので今後適切な措置がとられるべきである。第三に、八重山地域は、そのめぐまれた自然的条件からみて、国民の食糧基地、保養基地として将来は有望であるので、そのための積極的な施策がなされるべきである、等であった。

以下、今回の調査結果の概要を報告する。

(一) 県勢の概要

沖縄は昭和四十七年五月十五日に本土に復帰してから今年で十年目を迎えた。その間、昭和四十七年度から五十六年度までの十年計画で沖縄振興開発計画が策定され、本土との格差は正と自立

的發展のための諸般の施策が進められてきた。今年度（五十六年度）は十年計画の最終年度に当たるが、過去十年の間に、社会資本の整備など相当の成果を収めている一方で、第二次産業の不振、高率の失業率或いは本島と離島との間の格差がみられる等、今後更に努力し、解決すべき課題が多い。以下、主な項目につき計画期間中の推移をみることにする。

(1) 人口

人口は、五十六年九月現在百一十五万人となり、復帰時の九十五万七千人に比べ十五万八千人、一六・五％の増と大幅な増加を示した。「振興開発計画」で想定した五十六年の目標人口百三万人を既に約八万人上回っている。これは、全国平均より高い自然増に加えて、復帰後、社会増に転じたことによるものであるが、五十二年以降は再び社会減となり、近年は人口増加率も〇・九一・五％の間に安定的に推移している。

県内人口を地域別にみると、那覇市を中心に本島中南部圏域に総人口の八割が集中している。県都である那覇市には、県人口の約三割が集中しているが、近年は人口増加は停滞傾向にある。しかし、那覇市周辺市町村での人口の増加が著しいため、那覇都市圏全体としてドーナツ現象を生じており、この地域に人口集中がなお続いている。

一方、北部、宮古、八重山の各圏域では、人口減少に歯どめがかかり、最近ではわずかな増加傾向にある。しかしながら、それぞれの圏域の中心都市である名護市、石垣市及び平良市では増加傾向にあるものの、周辺の離島町村などでは、なお減少が目立っており、過疎化が進行している。

(2) 県民所得

県民所得は復帰時の名目三、九九〇億円、一人当たり四万六千円から、五十四年度名目一兆一、七八四億円、一人当たり一〇七万六千円となった。一人当たり県民所得の全国格差は、復帰後県経済の成長に伴い縮小した。四十七年度の一人当たり県民所得は、一人当たり国民所得の五六・二％にす

ぎなかつたが、復帰直後の県経済の高成長もあって急速にその差を縮め、五十年には七二・六％となった。その後海洋博終了による景気の悪化により低迷し、五十三年度にわずかながら持ち直して六九・一％の水準となっている。しかし、五十四年度には、六六・三％となり、再び格差が拡大した。

(3) 産業構造

沖縄県の産業構造は、第二次産業のウェイトが低く、第三次産業のウェイトが高いことが特徴的であったが、この傾向は、復帰後も変わっていない。五十四年度の県内純生産に占める第二次産業及び第三次産業の割合は二・二％及び七四・六％となっており、全国の三九・五％及び六一・二％と比べてその差異は明瞭である。特に製造業の割合は、全国の二八・九％に対し沖縄県は八・八％と、その差はきわめて大きい（県の一次産業は五・九％）。なお、「振興開発計画」では、第一次産業は八％から五％へ引下げ、第二次産業は一八％から三〇％へ引上げ、第三次産業は七四％から六五％へ引下げることとしていたが、計画と実績には大きな狂いが生じている。

(4) 雇用情勢

県の雇用情勢は、常に全国平均の二、三倍の失業率を示すなど厳しい状況が続いている。労働力調査の結果によると、五十六年九月の県の完全失業者は、二万四千人、完全失業率五・〇％で、全国平均二・一％の二、四倍となっている。このような厳しい情勢が続いている原因としては、①新規卒業者の増加に対して県内の新規雇用の場が少ないこと、②県民の県内指向性が強いこと、③地域職業紹介の実があまりにくく、また、本土就職者のＵターンが多いこと、④駐留軍基地の解雇者等が滞留していること等があげられるほか、労働力人口の伸びが相当著しいという問題がある。すなわち、復帰後における急速な人口増加に伴い、労働力人口は四十七年から五十五年までの間で、七万八千人と大幅な増加となり、増加率は二〇・八％、同じ期間の全国平均の増加率九・

〇％の約二・三倍の増加を示している。

一方、就業者数も、同じ期間に六万七千人の増（増加率一八・四％で、全国平均の六・七％の二・七倍）と相当増加しているが、労働力人口はそれを上回る著しい増加を示したため、これが高い失業率の要因ともなっている。

沖縄県の失業者の特徴として次の二つがあげられる。一つは若年失業者の占める割合が高いことである。五十五年平均で、完全失業者全体の中に十五・二十九歳の若年者の占める率は、全国平均の三六・〇％に対し、沖縄県は六〇・九％となっている。他の一つは駐留軍関係離職者の占める割合が高いことである。復帰時に約二万人いた駐留軍従業員は年々減少して五十五年十二月末現在では七、一七五人となり、この八年間に一万二千人以上が解雇されている。これら離職者は中高年齢者が多いため再就職が困難である。

このような厳しい雇用情勢に対処するためには、基本的には、農業、観光業等産業経済の振興を推進することにより県内の雇用需要の増大を図ることが必要であるが、それとあわせて、職業紹介、職業指導、職業訓練などの施策が積極的に講じられなければならない。

(5) 産業の概況

農業 農業は、復帰後、農地の転用及び農業労働力の農外流出、主要農作物の生産の減退等低迷をつづけていたが、五十年の海洋博終了の頃から回復をみせ、近年では経営規模の大型化、耕地面積の増加、主要農作物の生産拡大基調等着実な発展を続けており、五十四年の農業粗生産額は八八〇億円となり、四十八年の四五・一億円に比べ約二倍となっている。作目別にみると、さとうきびが二八八億円（三二・七％）、野菜が一八四億円（二〇・九％）、パインアップルが二九億円（三・三％）、葉たばこが三一億円（三・五％）、畜産物は二八三億円（三二・一％）となっている。

主要農作物の近年の生産動向をみると、さとうきびは収獲面積の増加や栽培管理技術の向上等により生産拡大基調にあるが、五十四年度及び五十

五年産の生産は、台風や干ばつ等の影響で収量が低下し、生産量はそれぞれ一四九万トン、一三〇万トンにとどまっている。野菜は消費の増大、冬春期の本土出荷体制の整備等により生産拡大基調にあり、五十五年産は収穫量九万二、六〇〇トンとなっている。冬春期のかぼちゃ、さやいんげん、すいか等の本土出荷は、五十五年には出荷量一万二、八〇九トン（対前年比九六・八％増）、出荷額五四億円（対前年比七七・二％増）に達している。パインアップルは五十五年には生産量五万六、二〇〇トン（対前年比六二・二％増）となっているが、五十五年以降パインアップル缶詰の滞荷が累積しており、不安定な環境下での生産となっている。畜産は、畜産物に対する需要が大きいため順調な拡大が続いている。豚は飼料価格の安定等を背景に飼養頭数の増加が続いたが、全国的な過剰傾向もあって、沖縄においても飼養頭数の調整等の需給調整が行われている。肉用牛は、近年、飼養頭数の減少が続いていたが、最近増加傾向に転じている。牧草の単位面積当たりの収量が全国平均の二、三倍という恵まれた条件にあり、今後とも飼養頭数の一層の増加が期待されている。

水産業 五十四年度の漁業生産量は七万五、〇〇〇トンとなっている。部門別にみると、沿岸漁業一、〇〇〇トン（六・三％）、沖合漁業四万九、〇〇〇トン（六九・五％）、遠洋漁業八、〇〇〇トン（一一・五％）、養殖業二、〇〇〇トン（二・七％）となっている。

水産業を取巻く環境は世界的な二百海里水域の設定等厳しいものがあり、南方基地漁業の操業の安定を図ること、沖縄周辺漁場の見直し、沿岸漁場の整備開発、漁港・加工施設の整備、漁船の大型化等を進めることが重要な課題となっている。

製造業 五十四年度の純生産額は一、〇四一億円（県内純生産の八・八％）である。四十七年度の復帰時と比べると純生産は二・六倍となっているが、県内純生産（総額）の伸び二・九倍を下回っている。県内純生産に占める割合は、四十七年度から五十四年度まで八・一〇％台で推移して

いる。これに対し全国は二八・三〇％台で推移しており、その差は大きい。

製造業の主なものは、石油製品、食料品、窯業・土石製品、金属製品などである。五十五年の事業所数は二、五四六事業所、従業者数二万四、四九三人、出荷額等五、八八八億円となっており、前年と比べるとそれぞれ二〇・八％、二四・五％増加している。四十七年度の復帰時と比べると、事業所数は一七二事業所（七・二％増加）しているが、従業者数は逆に二、二三五人（八・四％）の減少となっている。

製造業の生産動向を業種別にみると、石油・石炭製品が全体の四八・四％（二、八五六億円）を占めて最も多く、次いで食料品二一・六％（一、三九〇億円）、窯業・土石製品九・六％（五六四億円）となっており、これらの三業種で全体の八割以上を占めている。なお、伝統工芸産業（織物、漆器、陶器など）は、手作り品に対する認識の高まり、観光客の増加等により復帰後急速に伸び、五十五年は生産額が五〇億円（工業出荷額の二・一％）となっている。

建設業 復帰後、沖縄振興開発計画に基づく各種社会資本の整備や海洋博関連工事のほか、ホテル、ビル、マンション、住宅建設等の民間施設投資の活発化に支えられて、順調に成長してきた。建設業の五十四年度の純生産額は一、五三七億円で、県内純生産額の二一・一％を占めている。これを復帰時と比べると、四十七年度の純生産四二五億円の三・六倍となっており、県内純生産（総額）の二・九倍を上回る伸びである。また、県内純生産に占める割合は、四十七・五十四年度まで一〇・一三％台で推移し、かつ、近年は上昇傾向を示しているのに対し、全国はほぼ九％台の横ばいで推移している。

観光関連産業 観光産業は沖縄における有望産業である。復帰前の四十六年に観光客が二〇万四、〇〇〇人であったものが、渡航手続の廃止、レジャーブーム、離島観光等を反映して、四十九

年には八〇万五、〇〇〇人、五十年には海洋博が開催されたこともあって、一五五万八、〇〇〇人に達した。五十五年は一八〇万八、〇〇〇人、観光収入も一、八〇一億円に達している。

宿泊施設の整備状況をみると、五十年三月の六一〇軒から同年六月には、海洋博の関係もあり七四軒となったが、その後は減少し、五十五年三月には六七六軒となっている。宿泊施設の種類の内訳では、軒数、収用人員規模ともホテル・旅館が最も多く、民宿がこれに次ぎ、団体施設、ユースホステル、国民宿舎等は少ない。大規模なホテル・旅館は主として本島南部に集中し、小規模なホテル・旅館及び民宿は本島北部・八重山及びその他の離島に多い。観光関連産業はホテル等の宿泊施設のほか、交通機関、みやげ品店、娯楽施設、飲食店等広範な業種に及んでいるが、一部の交通機関や宿泊施設を除き、中小零細業者が多く、全般的に経営基盤が弱い。今後、それぞれの業種に応じ、企業体質の改善、施設の整備等を進めるとともに、従業員の資質の向上にも努めながらサービスの充実強化を図る必要がある。

(四) 離島振興対策の現況

沖縄県は、わが国の最西南端に位置し、南北約四〇〇キロメートル、東西約一、〇〇〇キロメートルに及ぶ広大な海域に散在する多くの島しよからなる全国でも有数の離島県である。

全離島の面積は一〇万四、八〇一平方キロメートルで全体の約四七％を占め、人口は一三万四、一〇〇人（五十五年国調）で全体の約一二％を占めている。沖縄振興開発特別措置法による指定離島は、沖縄本島及び本島と橋で結ばれた島を除く五七島で、うち有人島は四二島（五十五年国調）である。県内離島の多くは、経済文化の中心地である本島中南部との隔絶性、面積の狭小性、環海性等の地理的、自然的条件によりこれまで、社会経済の発展が阻害されてきた。

離島についてはこれまで「振興開発計画」に基づいて産業基盤、生活環境施設の整備等積極的に推進されてきたが、依然として全国水準はむしろ

んのこと沖縄本島水準との格差は大きく、この意味では二重の格差があるといえる。（ほ場整備、かんがい排水施設、国・県・市町村道等の主要公共施設の総合整備水準は本島水準の七六・一％）。

人口は、最近の若者のＵターン現象等に起因して、石垣市、平良市等においては増加がみられるものの、その他の地域においては依然として減少し、それに伴う過疎化現象が進行している。今後ともこれらの離島についてはその格差を解消するため適切な施策を講ずる必要があるが、その際、それぞれの島の特性に応じた総合的な施策が講ぜられるべきである。以下、主要な事項につき若干現状と問題点等をのべることにする。

(イ) 交通体系の整備

港湾 離島港湾は生活物資と人員輸送を安全かつ的確に行う上でその整備は極めて重要である。港湾法に基づき港湾の指定がなされている県内の離島は五十四年四月現在、三二島ある。そのうち三一島は定期船、不定期船及び連絡船が就航しているが、沿岸可能な島は二七島となっている。残りの四島（上地島、水納島、鳩間島、慶留間島）については、潮待ちによる接岸を余儀なくされるなど、港湾としての機能を十分果たしていないので今後整備する必要がある。また、復帰後整備された港湾についても、今後の定期船の大型化、フェリー化等に対応できるけい留施設等が不足している状況にあるので、港湾施設の整備が必要である。

空港 年々増大する航空需要に伴い（五十五年度の離島・本島間の旅客数は約一二三万三、〇〇〇人）、今後とも空港の整備拡充が必要であるが、現在、県内離島には、第三種空港として宮古、石垣、南大東、久米島、与那国、多良間、伊江島、波照間、北大東、粟国及び下地島の一一空港が設置されている。県内島しょ間の交通は、船舶と航空機に限られ、その旅客の八四％が航空機を利用しており、航空便は離島住民の足として定着している。航空需要の増大に伴う増便や航空機の大型化に対処するため、五十三年度には、宮古空港及

び石垣空港の滑走路が改良され、那覇—宮古線及び那覇—石垣線にジェット機（B七三七型機、一三〇人乗り）が就航している。与那国空港については、現在就航しているDH C六型機（一九人乗り）では需要に対応できないため大型機対応空港（滑走路一、五〇〇メートル）にする必要がある。

道路 離島の道路は五十六年三月末現在、実延長は一般国道が六二・五キロメートル（宮古島及び石垣島）、県道が三三八・六キロメートル、市町村道が一、五四四・四キロメートルとなっている。その整備状況は、国道が改良率八二・〇％、舗装率九二・九％、県道が改良率五五・三％、舗装率八三・二％、市町村道が改良率三六・一％、舗装率四三・七％となっており、とくに県道、市町村道において本島との格差がみられる。

(ロ) 離島住民の保健医療の確保

離島における保健・医療の確保は深刻である。人口一万人当たり医師数が六人（本島九人）、歯科医師数が二人（本島二人）、一般病床数が二二床（本島五二床、無医地区一九九所（本島八、無医地区三八所（本島一〇））となっており、本島と比べて依然として大きな格差がある。更に、離島における保健医療従事者及び保健医療施設の大半は宮古島と石垣島に集中しており（医師は七四人のうち六〇人、病院は石垣と宮古のみ、医科診療所は六九のうち二三、歯科診療所は二二のうち一四）、医師、歯科医師及び保健医療施設が皆無の島も依然として残っている。

無医地区、無医地区に對しては、巡回診療の実施、県保健婦の配置による保健指導等が行われている。医師の確保は人口が少ないこと、生活環境等が整備されていない等の理由から困難となっている。離島の医師確保とその定着化を図るためには、診療所の設備の充実、生活環境等の整備、国費医師の帰還促進、自治医科大学への継続的な学生の送り出し、へき地中核病院の充実強化等を図る必要がある。

離島における救急患者については、自衛隊、第十一管区海上保安本部のヘリコプター等により搬送が行われているが、ヘリポートの整備が十分でない。今後整備を進める必要がある。

水道電気の整備 昭和五十六年三月末現在における離島地域の水道普及率は、主要島からの海水送水等により整備が進められた結果九八・二％に達し（給水人口上水道一六万八九七人、簡易水道一万四二九二人）、県下の普及率九八・〇％とほぼ同じ水準になっている。島単位に水道施設の設置状況をみると、四二島の有人島のうち水道施設のある島が三八島、ない島が四島（渡名喜島、北大東島、水納島、内離島）となっている。

水需給は、西表島等の一部の離島を除いて、気象条件等に左右されない安定した状況を維持することは困難である。石垣島では最近観光客が増加しているため、水需要が急増している。今後は、水資源の開発に努めるとともに小規模水道の統合、施設の拡張整備等を推進する必要がある。

離島地域における電気事業は、沖縄電力が供給を行っており、沖縄本島と同じ水準に近づいているが、五十六年三月末現在時間給電（二五時間—八時間）が行われている有人離島として、竹富町、鳩間島、西表島、舟浮、新城島、多良間村、水納島の四地域がある。今後は海底送電等による給電を積極的に推進する必要がある。

(ニ) 教育の振興

離島における児童生徒数は、四十五年から五十五年の十年間で、小学校については四三・六％、中学校については四九・一％と著しく減少しているため、小規模校が増加し、複式学級が増えている。複式学級の解消のためには、地域住民の意向を踏まえながら学校規模の適正化を図る必要がある。（五十五年、小学校数八一、小学生一万四五三二人、中学校数六一、中学生七六八〇人）

(三) 水資源問題

沖縄本島の年間降雨量は、本土平均をはるかに上回るが、人口一人当りの年降雨量は三〇〇〇立方メートルであり、本土の半分しかない。しかも、降雨のほとんどが梅雨期と台風期に集中し、その

上、地形が狭く河川も短いため、その大部分は未利用のまま海に流れてしまい、水資源としての降水の利用率は、現在、本土が約一三％であるのに対して、沖縄は約五％である。

水資源は、沖縄県民の生活及び産業経済の発展にとって極めて重要であり、「振興開発計画」においても、水資源の新規開発は緊急かつ重要な施策として、本島北部河川を中心にダム建設が行われてきたが、河川の規模が小さいことなどの自然条件のため、貯水池の効率が悪く、水資源の確保が困難な状況にある。既に完成している福地ダム、新川ダムにより一日一四万三、〇〇〇トンの都市用水の供給量が拡大したほか、五十六年九月安波ダム等が完成しているが、人口の増加、生活水準の上昇、産業活動の伸展等に伴う水需要に対処することがむずかしい状況にある。本島都市用水は五十八年度の需要見込一日六〇万三、〇〇〇トンに五万九、〇〇〇トン不足すると予測されている。県としても水源の確保のため、本島北部における多目的ダムの開発、本島中南部における局地的地表水の開発、地下ダムの開発等を今後とも進めていく意向であるが、同時に、沖縄の自然条件等から水の開発には限界があるため、海水の淡水化の研究開発等積極的に推進する必要がある。

四 糸満漁港整備事業 本事業は、「沖縄本島南部にひろく県外船をも対象とした漁業開発の前進及び中継基地を建設し、水産業発展の先導的基地の形成を図る」とした沖縄振興開発計画に沿って実施されている県営事業である。国の第五次漁港整備計画に基づき四十九年着工、五十二年度から第六次整備計画に引き継がれ、五十四年度には、マイナス五メートルの泊地五五万平方メートル、岩壁一、六八五メートル（従来、かつお、まぐろ漁船は二〇、五九トンの小型船しかい留できなかったが、今後は、最大五〇〇トンの漁船が利用できるようになった。また、荒天時には五〇トンの換算で三〇〇隻のい留が可能となる）、付随する公共施設用地二二万平方メートル及び港湾道路の一部

（幅員二〇・三メートル）がほぼ完成した。県は、さらに背後水面約四一六、〇〇〇平方メートルを埋立造成し、漁獲物の陸揚げ荷さばき等のための施設を整備し、水産物の流通拠点とする考えである。

糸満市では、県の事業と関連して、背後地の公有水面二七四ヘクタールを埋立て、水産食品加工団地、中小企業団地、分譲住宅用地、公共用地を張り付ける計画を実施中である。五十七年度には水産食品団地を、五十八年度には中小企業団地の分譲を開始する予定であり、分譲住宅用地についてはすでに分譲を開始している。ここで必要とされる工業用水は将来一日当り六、〇〇〇トンにのぼると予測されているが、県の説明では、地下水の開発、糸満市の上水の振りかえ（水産加工のため）に上水と同じ水質の水が一日当たり三三、〇〇〇トン必要であるが、これには糸満市の上水が振りかえられる、などで対処する、とのことであった。

(ロ) 伝統工芸の保護育成

今回、本島においては琉球漆器の「紅房」、琉球かすりの「琉球かすり館」、泡盛の沖縄県酒造協同組合施設、また石垣市においては民芸織物ミンサー織の「あざみ屋」、竹富島においては、八重山上布、ミンサー織の「民芸館」等を視察した。

漆器、織物などの伝統工芸産業は、沖縄県の独特な地場産業として、更には観光との有機的な結びつきを強化する等のために、今後とも保護育成が図られなければならない。生産額をみると、四十六年度の一〇億円から五十三年度には約三七億円と三・七倍の伸びを示している。伸率は陶器が最も高く一三・四倍を示しているが、生産額は織物が最も多く、五十三年度においては全体の六六・三％を占めている。

伝統工芸産業の育成策としては、共同化・協業化を促進するための共同利用施設の建設、後継者の養成、技術指導、原材料の確保、市場の開拓等に努める必要がある。四十九年度には県の工業試験場から伝統工芸指導所が分離され、拡張整備が図られたほか、離島振興の一環として共同利用施設

設が、五十三年度までに、久米島、宮古、石垣、与那国に建設されている。五十四年度は南風原町を中心とした琉球かすりの振興を図るため「琉球かすり会館」(今回視察)が建設されている。

に畜産基地の建設を進めており、すでに石垣第一区域が五十四年度に完成、石垣第二区域は現在建設中で五十八年度に完成する予定である。また、石垣第三区域は五十八年度から事業が実施されることとなっている。

今回、石垣市において視察した本事業は、「振興開発計画」に基づき実施されている事業である。五十年から、石垣島中央部以南を流下する宮良川を活用して、機械化かんがい農業の確立を図るため水利事業及びほ場整備事業(受益面積三、六〇五ヘクタール)が推進されている。また、国の事業として、真栄里ダム、底原ダム、石垣ダム、二又井堰、平喜名井堰等(総事業費三、四〇億円、五十六年度の進捗率三〇%)の事業が実施されており、これらの水源と県水利・ほ場整備事業とが一体となつて、宮良川土地改良事業を実施しようとするものである。

島根の各県から導入し、交配繁殖して、もと牛として会員に供給しているが、五十六年度はめす牛(九カ月の子牛)一三〇頭の供給を予定している(すでに三二頭供給)。おす牛は約二年半肥育の後、食用肉として本土へ出荷している。

機械化かんがい農業を促進することにより、さとうきび、パイナップル、かぼちゃ等の生産を拡大しようとするものであるが、現地においては、農地の区画整備、農道・排水路・散水施設等の整備、岩石の除去等の事業が行われていたほか、交換分合による農地の集約化が九三〇ヘクタール実施されていた(二五%の進捗率)。石垣島のある八重山地域は、「振興開発計画」においても農業振興の重点地域とされており、温暖な自然条件を利用した農業の発展が今後とも十分期待でき

今後の課題としては、現在沖縄本島の食肉センターで食肉牛を枝肉としたのち、本土へ出荷しているが、将来は石垣市に食肉センターを作り直接出荷することにより生産性を高めたいとのことであった。

機械化かんがい農業を促進することにより、さとうきび、パイナップル、かぼちゃ等の生産を拡大しようとするものであるが、現地においては、農地の区画整備、農道・排水路・散水施設等の整備、岩石の除去等の事業が行われていたほか、交換分合による農地の集約化が九三〇ヘクタール実施されていた(二五%の進捗率)。石垣島のある八重山地域は、「振興開発計画」においても農業振興の重点地域とされており、温暖な自然条件を利用した農業の発展が今後とも十分期待でき

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

と、歳入については、自主財源五七億七、四〇〇万円、構成比一九・四%。依存財源二、四〇五億五、八〇〇万円、構成比八〇・六%となつており、対五十四年度の構成比との比較では五十五年度は自主財源は一・一%増加し、その分だけ依存財源は減少している。また、歳入の主な科目別増減率をみると、地方税が前年度比九・六%増(構成比一一・七%、前年度は一一・五%、地方交付税五・五%増(同三・〇%、前年度は三・一%、国庫支出金六・六%増(同四・一%、前年度は四四・五%)となつており、五十五年度は構成比では地方税の比重が高くなつてきているのに対し、地方債は変化なく、地方交付税、国庫支出金

が低下している。更に県税収入の主な税目別構成比をみると、五十五年度は前年度に比べて、法人事業税、個人県民税、軽油取引税等が増大している。

歳出状況をみると、目的別増減率では教育費一・五%増(構成比三三・四%)、土木費六・二%増(同二・七%)、農林水産費九・二%増(同二・七%)、民生費三・七%増(同六・二%)等となつており、教育費の伸びが高い。また、教育費と土木費で五四・一%と歳出の半分以上を占めている。また、歳出を性質別にみると、人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費は一、二八六億五、五〇〇万円(構成比四三・八%)、道路、橋りよう、公園、学校等の建設に要する普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から成る投資的経費は一、一九一億八、六〇〇万円(構成比四〇・六%)、その他の経費四六・〇億七、八〇〇万円(構成比一五・六%)となつており、科目別増減率は義務的経費では人件費七・七%増(構成比三七・〇%)、扶助費二・三%増(同三・九%)、公債費三二・四%増(同二・九%)となつており、投資的経費では普通建設事業費一一・五%増(同四・一%)、災害復旧事業費九・三%減(同〇・四%)、失業対策費三・二%増(同〇・二%)となつており。

(1) 苛烈な戦争による被害と長年にわたる米軍施政権下にあったこと等により、沖縄県の振興開発は著しく遅れている。沖縄振興開発の一層の進展を図るため、現行の沖縄振興特別措置法を五十七年度以降一〇カ年延長し、それに基づき振興開発計画を策定すること。沖縄振興開発のため必要な事業について、引き続き現行の国庫補助率等を継続する等、所要の財政上の特別措置を講ずること。

(2) 電力は、多くの離島を抱えていること及び電源をすべて石油専焼に依つており、コストが高く極めて不利な条件にある。電力の安定的かつ適正な供給を確保し、県内産業の振興と県民生

活の安定的向上を図るため、本県における電気事業の実情に即した特別措置を講ずること。

(3) わが国に存在する米軍基地の五三%は沖縄に置かれ、沖縄本島面積の二〇%に達しており、地域開発及び公共施設の整備を進めるに当つて大きな影響を受けている。日米両国政府間で返還の合意のあつた米軍提供施設・区域の早期返還を促進するとともに、跡地の利用促進のための特別措置を講ずること。

(4) 沖縄県の失業率は四・六%に達しており、本土の二・一%に比べて二・五倍となつており、失業者のうち若年の失業者は約六割を占めており、産業振興、雇用機会の拡大は一刻もゆるがせにできない。このような厳しい雇用失業情勢に対応するため、雇用機会の拡大のための措置及び各種援護措置を講ずること。

那覇市の面積は三七・八二平方キロメートルであり、人口は五十六年十月末現在三〇万一、四八二人となつており、五十年国調の二九万五、〇〇六人と比べると、六、四七六人増加しているが、増加率は鈍化しつつある。しかし、狭小な市域に多数の人口と、市域面積の一六・三%に及ぶ軍用地が存在することに加えて、都市整備が十分なされていないこと等があり、各面にわたる都市問題が未解決のままの状況にある。

那覇市の五十五年度の歳入総額は五五九億七、九九〇万円、歳出総額は五三四億六、五二八万円である。歳入のうち三七億八、九六五万円、六六・六%が依存財源であり、このうち地方交付税は歳入総額の一六・一%、国庫支出金は三六・〇%を占めている。自主財源は一八六億九、〇二五万円、三三・四%であり、このうち地方税の歳入総額に占める割合は二二・五%となつており。

歳出は目的別にみると、構成比は、土木費二五・六%、民生費二二・八%、教育費二一・三%、衛生費一二・五%等となつており、また、性質別にみると、義務的経費は二三八億七、八〇一万円、四四・六%、投資的経費は二二〇億七、二五八万

五十五年度の歳入総額は五五九億七、九九〇万円、歳出総額は五三四億六、五二八万円である。歳入のうち三七億八、九六五万円、六六・六%が依存財源であり、このうち地方交付税は歳入総額の一六・一%、国庫支出金は三六・〇%を占めている。自主財源は一八六億九、〇二五万円、三三・四%であり、このうち地方税の歳入総額に占める割合は二二・五%となつており。

歳出は目的別にみると、構成比は、土木費二五・六%、民生費二二・八%、教育費二一・三%、衛生費一二・五%等となつており、また、性質別にみると、義務的経費は二三八億七、八〇一万円、四四・六%、投資的経費は二二〇億七、二五八万

五十五年度の歳入総額は五五九億七、九九〇万円、歳出総額は五三四億六、五二八万円である。歳入のうち三七億八、九六五万円、六六・六%が依存財源であり、このうち地方交付税は歳入総額の一六・一%、国庫支出金は三六・〇%を占めている。自主財源は一八六億九、〇二五万円、三三・四%であり、このうち地方税の歳入総額に占める割合は二二・五%となつており。

歳出は目的別にみると、構成比は、土木費二五・六%、民生費二二・八%、教育費二一・三%、衛生費一二・五%等となつており、また、性質別にみると、義務的経費は二三八億七、八〇一万円、四四・六%、投資的経費は二二〇億七、二五八万

円、三九・四％となっている。

(要望)

(1) 現在、市では、小緑地区(五十二年九月、十二月に具志地域四二・九ヘクタール、五十五年三月国道三三一号東側地域約九二ヘクタールの軍用地が返還された)及び牧港住宅地区(約一九五ヘクタールのうち二二・八ヘクタールが五十二年四月に返還され、残りの地域は五十九年度に返還される見通し)の跡地利用計画に基づき都市開発を推進中であるが、跡地の利用については、殆んど個人所有地で多額の事業資金を要するので、国の「特別立法」の制定を要望する。

(2) 市には、つぶれ地として三八二平方キロメートルの市道があり、うち一級・二級市道は一五四平方キロメートル、その他市道は二二八平方キロメートルとなっている。一、二級については八割が国庫補助となつてゐるが、その他市道は補助対象外である。二〇四億円という多額の補償費が必要であるので、戦後処理の一環として、国の財政措置を強く要望する。

(3) 市域が狭小で過密である市街地の主要交通手段は自動車であるため、慢性的な交通渋滞をきたしている。その対策としてモノレール建設事業を進めているが、この事業に対する財政上の特別な配慮を要望する。

(4) 那覇空港は、復帰前には米軍管理のもとにあったが、復帰時に運輸省管轄に移管されたものの、自衛隊との共同使用のため、民間空港としては安全面から危険な状態にあるので、早急に民間専用化を図つてほしい。

(5) ぜい弱な本市の財政状況の下で、戦後処理をはじめ諸々の都市整備を推進することは、少なくとも現行の沖縄関係の特別措置なくしては困難であるので、現行の高率補助の継続について特段の配慮を強く要望する。

(6) 六十二年に開催される予定の沖縄国体においては、那覇市でも八種目の競技が予定されている。しかし、本市は社会体育施設が未整備であるため、バレーボール、テニスなどの施設を新設整

備する必要がある。よつて、その財源対策について特段の配慮を要望する。

(7) 現在、小学校の敷地二万七、〇〇〇平方メートル、中学校二万六、八三三平方メートルの借地があり、その取得に要する財源として約五五億円が必要であるが、市単独では対応できないので、特段の配慮を要望する。

(ハ) 石垣市の行政概況及び要望
石垣市は、北緯二四度二〇分、東経一二四度九分にあつて、那覇から四一・一キロメートル、東京から一、九五七キロメートル、札幌から二、六〇七キロメートル、また、台湾(台北)からは二七七キロメートルの地点にあり、八重山群島の政治、経済、文化の中心地であり、国や県の各出先機関が集中している。

石垣市は、石垣島と尖閣諸島など一二の無人島から成り、面積は二二六・九九平方キロメートルであり、全群島面積の三九・九％、全県面積の一〇％に相当し、県内五十三町村中竹富町に次いで二番目に大きい。なお、石垣島は県内で三番目に大きな島であり、面積二二・〇九平方キロメートル、全群島面積の三八・八％に相当する。

人口は五十五年国調で三万八、八一九人、群島総人口の八八・八％、県全体に占める割合は三・五％である。最近、島外への流出の減少、若者のUターン現象等がみられるため、人口は増えつづけており、現在は四万一、五六三人である。

石垣市の耕地面積は五、〇四〇ヘクタール(市総面積の二二・二％)、林野面積は八、三〇六ヘクタール(同三七・七％)、残り九、三三三ヘクタールは牧場、原野、宅地等である。河川は二級河川として宮良川、底原川、新川、名蔵川がある。

重要港湾の石垣港は五、〇〇〇トン級船舶が接岸可能であるが、現在一万トン級接岸可能岸壁が建造中である。漁港は第二種として石垣漁港、第一種として登野城漁港と船越漁港がある。

道路は、復帰記念事業としての石垣島一周路線(七〇・二五キロメートル)が五十五年度に完成している。現在、於茂登山ろくにトンネルを掘削し

て表石垣と裏石垣を結ぶ大浜―富野線が六十二年度を目途に建設計画がなされている。(完成すると二時間の時間短縮になる)

空港は、第三種空港として石垣空港があり、那覇、宮古、多良間、与那国、波照間と結んでいるが、年々輸送量が増大し、限界に達しているため、六十二年度を目途に空港の移転が計画されている。

農業は、宮良川土地改良事業等各種の生産基盤の整備がなされており、さとうきび、パイナップル、水稲、葉たばこ、養蚕、野菜類などが主なものである。近年は温暖な気候条件を生かして、本土の端境期に出荷する野菜類の栽培が急増している。また、畜産基地の造成によって肉用牛を中心に振興が図られている。

観光客は五十五年度は約二〇万人来島しており、五十六年度は二二万人と予想されている。農業とともに石垣市の有望産業である。漁業についても、漁港の整備、加工場や冷凍施設の建設、栽培漁業の推進等諸般の施策が講じられている。

石垣市の五十五年度の歳入総額は八九億四、五〇九万円、歳出総額は八六億四、一三四万円である。歳入のうち七〇億九、五六九万円、七九・四％が依存財源で、このうち地方交付税は歳入総額の二七・九％、国庫支出金は二八・五％である。自主財源は一八億四、九四〇万円、二〇・六％で、このうち地方税は歳入総額の二二・二％である。

歳出は、目的別にみると、教育費二五・五％、民生費一七・七％、土木費一六・七％、農林水産業費一四・三％、経費費一四・四％等となっている。また、性質別にみると、義務的経費は三六億四、四〇三万円、四二・一％、投資的経費は三五億一、六五一万円、四〇・七％となっている。

(要望)
(1) 辺地債に係る公共施設の総合整備のため、財政上の特別措置に関する法律を適用してもらいたい。

(2) 土地改良事業、畜産基地事業、漁港整備事業

業の期限内完工のための予算措置を講じてもらいたい。

(3) 新石垣空港の設置許可が早急になされるよう促進してもらいたい。

(4) 一万トン級大型岩壁の早期完成について御高配願いたい。

(ハ) 竹富町の行政概況及び要望
竹富町は、石垣島の南西にあつて、東西約四二キロメートル、南北約四〇キロメートルの範囲に散在する有人島九島、無人島八島から成る。町役場は、経済社会生活を石垣市に大きく依存するため、石垣市に置かれている(将来は西表島に移したいとのことであった)。

町の総面積は三二九・一六平方キロメートルであり、県総面積の一五・八％、八重山群島総面積の五六％に相当し、県下市町村中最も広い面積を有している。耕地面積は一、一六〇ヘクタールで、町総面積の三・五％、林野面積は二万七、九八六ヘクタールで町総面積の八五・五％となっている。

人口は三、三七六八(五十五年国調)であり、群島総人口の七・六％、県全体の〇・三％である。過去において急速に過疎化が進んだが、現在は人口の変動は少なくなっている。

竹富町の西表島は、沖縄本島に次ぐ大きな島であり、面積二八四・四四平方キロメートル、周囲一三〇キロメートル、石垣港から同島仲間港まで三一・四キロメートルの距離にある。人口は一、五三三人(五十五年国調)であり、同町の中で人口が最も多い。同島の九〇％は国有地であり、原生林に覆われ特異な動植物や亜熱帯特有の景観に恵まれているため、四十七年に西表国立公園に指定され、五十五年には約六万九、〇〇〇人の観光客が訪れている。(竹富町全体では約二〇万人訪れている)

道路は、以前は島の東西を結ぶ路線がなかったが、五十二年に復帰記念事業として島の北岸に東西を結ぶ県道白浜―南風見線が開通し、島の産業経済の発展に寄与している。

産業は、さとうきび、パイナップル、水稲な

どの農業が主体であり、これらを利用した製糖工場とパインアップル缶詰工場がある。牧場も数カ所あり、畜産の振興が図られている。

その他の島は、大きい順に波照間島（人口は五十五年国調で七六〇人）、黒島（二二五）、小浜島（四五六）、竹富島（三五六）、上地島、下地島（両島あわせて九人）、由布島（九人）となっている。粘板岩土じょうから成る小浜島を除いて、いずれも一二平方キロメートル以下の平坦な珊瑚石灰岩に覆われた島である。

波照間島へは航空機が就航しているほか、各島とはボートラフト、定期船、快速船などで連絡されており、交通問題は漸次改善されつつある。しかしながら、離島航路は国の補助があるものの、赤字が累積しており、運賃の引上げ等住民の負担がふえている。

産業については、波照間島、小浜島、黒島、下地島は農業を主体としており、波照間島と小浜島には製糖工場（含密糖）がある。黒島、下地島は全島が牧場となっており、牧畜の振興が図られている。

観光の面では、今回視察した竹富町には古い沖縄の民俗や芸能がよく保存されているため、年間を通して観光客の訪れが多い。（石垣からの日帰りの客が多く、観光収入が町に入らないので、今後は宿泊施設等の整備を図り、長期滞在型にする必要があるとの町当局の説明があった。）その他の島も、海浜を中心に優れた観光資源があり、交通体制、観光施設、レジャー施設等の整備が図られれば、観光客は増えるものと期待される。これらの島には水資源がないため、海底送水によって、竹富島へは石垣島から、また、上地島、下地島、黒島、小浜島、鳩間島へは西表島からそれぞれ飲料水が送水されている。（波照間島は地下水が豊富である）水道事業は、人口が少ないためコスト高となり、経営はきびしい状況にある。

医療問題、教育問題等、他の離島と同様の種々の問題をかかえており、今後ともその解決のために努力が払われなければならない。

竹富町の五十五年度の歳入総額は二億六、〇〇四万円、歳出総額は二億二、七四六万円である。歳入のうち二億一、〇八三万円、八九四％が依存財源で、このうち地方交付税は歳入総額の三五・七％、国庫支出金は三四・七％である。自主財源は二億四、九二二万円、一〇・六％で、うち地方税収の歳入総額に占める割合は五・六％となっている。

歳出は、目的別にみると、教育費三二・八％、農林水産業費二八・一％、総務費一三・一％、土木費六・七％等となっている。また、性質別にみると、義務的経費は六億九、二九一万円、二九・八％、投資的経費は二億四、四八九万円、五三・五％となっている。

（要望）

(1) 過疎地域の振興に必要な財源確保のため、過疎債を大幅に増額するとともに、過疎債の対象事業の範囲をさらに拡大されたい。

(2) 過疎債の元利償還に要する経費の地方交付税への算入率を引き上げるとともに、過疎地域に対する地方交付税制度上の補正措置をさらに強化されたい。

(3) 離島・過疎地域の振興のため、基礎的条件の整備、産業基盤の整備、生活環境の整備、社会福祉の充実、教育文化施設の整備等積極的な施策を講ぜられたい。

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、高校増設等のため地方税財政制度改善に関する請願（第一号）

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願（第五号）

一、地方財政の確立を図るための交付税率引上げ等に関する請願（第一五号）

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願（第七二号）

一、地方事務官の身分移管等に関する請願（第八二号）

一、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止に関する請願（第二六号）

一、農地の固定資産税に関する請願（第二一七号）

一、高校増設等のため地方税財政制度改善に関する請願（第二七三号）

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願（第二七四号）

一、土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止に関する請願（第二七五号）

一、地方財政の確立を図るための交付税率引上げ等に関する請願（第三四四号）

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願（第四一三号）

第一号 昭和五十六年十二月二十一日受理
高校増設等のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都保谷市柳沢四ノ三ノ一
〇 小林つね子

紹介議員 上田耕一郎君
今後十年間にわたる中学卒業生の急増に対応し、希望するすべての子どもに行き届いた高校教育を保障するため、東京都が自主的に高校増設などの施策を実現できるよう、国の地方税財政制度を改善されたい。

第五号 昭和五十六年十二月二十一日受理
都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願

請願者 横浜市中央区海岸通一ノ二ノ二横
浜中央農業会館内神奈川県農業協同組合連合会労働組合内 大貫量
正外四十九名

紹介議員 宮本 顕治君
今日都市農業は、野菜等生鮮食品の安定供給のみならず、緑地空間を提供することにより住みよい安全な街づくりに不可欠のものとなっている。しかるに、最近、景気動向とも絡んで大都市圏で

は、地価の高騰、宅地供給不足等を理由に、市街化区域農地の宅地化を促進するため、宅地並み課税の拡大強化の方針などが打ち出されている。このような措置は、国の定住圏対策や、各地方自治体独自の特色ある街づくりと矛盾するものであり、地価の安定、安価で快適な住宅等の供給にも必ずしも有効とは思われない。地価の安定、住宅問題の真の解決のためには、持家政策の見直し、遊休地の活用を積極的に進め、掛替えのない農地は、大都市圏といえども保全し、農業を育成すべきである。よって、市街化区域にあつても、現に農業の用に供されている農地については、宅地並み課税を撤廃し、農地課税とされたい。

第五号 昭和五十六年十二月二十二日受理
地方財政の確立を図るための交付税率引上げ等に関する請願

請願者 大阪府高槻市春日町九ノ一
田隆外千九百九十九名

紹介議員 白木義一郎君
今回の臨調答申に基づき、行政を簡素化し、むだを省こうとする方向は、理解するものであるが、市民生活を圧迫する教育・福祉関連予算の切捨て、地方自治体への肩代わりを認めるわけにはいかない。今日、地方自治体の財政は、国・地方を通じる事務と財源の配分の不均衡から、慢性的な借金財政となつており、とりわけ、高槻市のような、大都市周辺の都市では、一九六〇年代の高度経済成長期の社会の仕組みの変化に伴い、過度の人口集中をみた。これに伴って、幼稚園、小・中学校、保育所などの教育・福祉施設の建設に追いつけず、その財源の確保を高利率の借金に頼らざるをえなかつたのである。人口急増が落ち着いたことを今日、我々は、教育・福祉施策の一層の充実をもとより、立ち遅れている都市基盤の整備、特に文化・スポーツ施設などの新たな事業を強く求めている。しかし、人口急増期の多額の借金が、その財源確保を大きく制約しているのが現状である。我々は、この数年間、高槻市の財政状況を改善し、

教育・福祉の充実を求めて、市民を主体とする運動を展開してきた。この間、国においても、一定の改善措置を講じてきたのは事実であるが、我々の要求からは、ほど遠いものである。地方自治体の財政状況を抜本的に改善するためには、地方自治体の実態に応じた行政制度の改革が必要である。市民のための地方自治・財政を確立し、市民の福祉と教育を守り、より充実させるために、次の事項の実現を図らねばならない。

一、地方財政の確立を図るため、交付税率の引上げ、国・地方を通じる事務と財源の配分の見直しなど、行政制度を抜本的に改善すること。
二、人口急増による都市基盤整備の遅れを改善するため、交付税率の増額、義務教育施設整備事業に充当した高利率債の利子補給など、人口急増後の都市に対する財政措置を図ること。

第七二号 昭和五十六年十二月二十三日受理
都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願

請願者 千葉市長洲一ノ五ノ七消費者団体千葉県連絡会内 中嶋弘子外百二十五名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第八二号 昭和五十六年十二月二十三日受理
地方事務官の身分移管等に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会内 中田武雄

紹介議員 鈴木 省吾君
社会保険、国民年金等に関する事務は、都道府県知事に機関委任され、事務に従事する職員は、知事の指揮監督を受けることとされているにもかかわらず、地方事務官となつてゐる。これらの事務は、県民の生活と密着した極めて重要な事務であるが、人事権と職務上の指揮監督権が国と都道府県に分離され、行政執行上大きな障害となつてゐる。このため政府においては、この行政の執行体制

制を是正すべく検討されてきたが、いまだその実現をみるに至つていない。よつて、地方事務官を廃止し、関係職員の身分を地方公務員に移管するとともに、事務と財源も都道府県に移譲するよう強く要望する。

第二一六号 昭和五十六年十二月二十五日受理
土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止に関する請願(二通)

請願者 富山市総曲輪二ノ一ノ三富山商工会議所ビル本館六階富山青色申告会内 品川忠三郎外一名

紹介議員 高平 公友君
昭和五十七年度は固定資産税の課税標準の評価替えの年にあたるが、今や一増税なき財政再建は政府の公約であり、国・地方を通じたものと国民は理解している。ついで、最近の急激な地価上昇に対応し、評価替えを行うときは固定資産税率を引き下げるか、負担軽減措置を行い、増税とならないようにされたい。

理由
最近の地価上昇は著しく、昭和五十三、五十四、五十五年の三年間に宅地は全国平均二十六・八パーセント、特に住宅用地は三十三・二パーセント上昇していると自治省は説明している。このような騰貴率を反映して土地の課税標準価額の評価替えを行い、現行地方税法を適用するならば、土地の固定資産税は驚異的な増税となる。このことは、土地所有者本人の負担増にとどまらず、地代・家賃の賃借料の上昇にはね返り、ひいては、物価高騰に拍車をかけ、不況のもとに長らく低迷してきた我々の企業経営を更に圧迫し、インフレ助長の引き金ともなりかねない。また、ローンで家を建ててゐるサラリーマンや年金で暮らしてゐる人たちの生活を圧迫することは必定で、昨今の物価高に生活を脅かされて物価調整減税の要求が強く、剰余金減税の実施を余儀なくされてゐる実情を考えると、これに逆行することとなり、政策の一貫性を欠く。市・町・村の理事者たちは評価

替えによる増収は増税ではなく、自然増収である」と主張するだろうが、近所に土地売買の形跡もみられないのに、筆先一つで、人為的に評価替えされ賦課通知されてくる増税は住民側にとっては、新たな増税とならざるを得ないところはない。第二次臨時行政調査会は第一次答申のなかで、地方公共団体の合理化・効率化の方策として、(一)地方公務員の定数の合理化、適正化 (二)給料、退職手当金の適正化 (三)定年制の早期導入 (四)事務事業の見直し等の実行を厳しく答申している。従来からもラスパイルズ指数において、国家公務員に比べて相当高額(全国平均一〇六・九)だと指摘されてきた。地方公務員給与の削減をはじめとする前記指摘の行政改革を実行せずに、財源確保のために固定資産税の増税を先行させることは、住民の反税意識に火をつけ油を注ぐ結果になる。既にサラリーマンを中心とする、借地借家人協会や中小企業諸団体から、評価替え増税中止の請願運動が起きている。カリフォルニアの納税者の反乱の轍を踏まいたためにも、先手を打って評価替えによる土地にかかる固定資産税増税を回避する措置をとるべきである。

第二一七号 昭和五十六年十二月二十五日受理
農地の固定資産税に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会内 八巻一夫

紹介議員 鈴木 省吾君
政府は宅地供給促進を図るうえから、農地の宅地並み課税等農地に対する課税の強化を検討している。近時、農業をめぐる環境は、農産物価格の低迷と水田利用再編第二期対策に象徴される主要農産物の需給調整を余儀なくされ、とりわけ昨年の大冷害に続く低温、相次ぐ台風等災害により農業経営は、極めて厳しく、農地を生産手段とする農家にとつて、農地にかかる固定資産税の引上げは著しく経営を圧迫するものである。よつて、農家経営の安定を図るため、次の措置を講ぜられたい。

一、一般農地については、現行課税額を据え置くこと。
二、市街化区域内の農地については、現行通り農地課税としてその税額を据え置くこと。

第二七三号 昭和五十七年一月十二日受理
高校増設等のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都八王子市石川町二、九五五ノ二ノ三〇五 波多腰愛子

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二七四号 昭和五十七年一月十二日受理
都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤廃に関する請願

請願者 東京都秋川市瀬戸岡五二秋川市養鶏振興会内 武田敏雄外百七名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二七五号 昭和五十七年一月十二日受理
土地価格の評価替えによる固定資産税の増税中止に関する請願(三通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町三ノ二六ノ六武蔵野青色申告会内 宅道夫外二名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。
第三四四号 昭和五十七年一月二十二日受理
地方財政の確立を図るための交付税率引上げ等に関する請願
請願者 大阪府高槻市西町一ノ七ノ一ノ四〇一 児玉進外百九十九名
紹介議員 査脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第四一三号 昭和五十七年一月二十六日受理
都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤
廃に関する請願

請願者 東京都八王子市東中野八三ノ三
八王子市由木農協花卉部会内 加

藤茂外百七名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項第三号中「第九項」を「第十
項」に改める。

附則第八条の三第二項第三号中「第九項」を
「第十項」に改め、同条第九項の表を次のように
改め、同項を同条第十項とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円
昭和六十九年	四十五億円
昭和七十年	五十五億円
昭和七十一年	六十二億二千八百万円

附則第八条の三第八項の次に次の一項を加え
る。

9 昭和五十六年度における第一項の借入純増
加額(第七項の規定の適用を受けるものを除
く。)については、第一項中「二分の一に相当
する額」とあるのは、「二分の一に相当する額
(当該借入純増加額のうち百五十四億八千八
百万円については、その十分の十に相当する
額)」とする。

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭
和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように
改正する。

附則第三項中「千三百二十億円を加算した」を
「千七百五十九億六千八百万円を加算した」に
改め、同項の表中「七千三百二十億円」を「七千
三百五十億円」に、「八千三百二十億円」を「八千六
十億円」に、「八千八百二十億円」を「八千八百五十
億円」に、「九千七百九億八千八百万円」を「九千七百
三十九億八千八百万円」に、「八千八百七十一億円」
を「八千九百一十一億円」に、「七千六百九十億円」
を「七千七百四十億円」に、「六千八百五十億円」
を「六千九百億円」に、「四千六百七十億円」を
「四千七百二十億円」に、「千四百八十億円」を
「千五百四十億円」に改める。

附則第八項第七号中「附則第八条の三第九項」
を「附則第八条の三第十項」に改め、同号の表を
次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	二十五億円
昭和六十三年	二十五億円
昭和六十四年	二十五億円
昭和六十五年	三十億円
昭和六十六年	三十五億円
昭和六十七年	四十五億円
昭和六十八年	四十五億円

昭和六十九年度	四十五億円
昭和七十年	五十五億円
昭和七十一年度	六十二億二千八百万円

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み
課税撤廃に関する請願(第六二二号)

第六二二号 昭和五十七年二月一日受理

都市農業確立、市街化区域農地の宅地並み課税撤
廃に関する請願

請願者 東京都三鷹市新川六ノ三六ノ三
八 吉野泰三外百二名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

二月十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和五十七年二月二十五日印刷

昭和五十七年二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K